

会津坂下町避難行動計画

避難勧告等の判断・伝達・避難支援マニュアル

平成28年度版

会津坂下町

目 次

第1章	総則	
第1	町の責務	1
第2	各人の避難行動の原則	2
第3	避難の目的	3
第4	避難行動	3
1.	避難勧告等と避難行動	4
2.	本計画における避難行動の呼称	4
3.	避難場所と避難所	4
第5	立ち退き避難が必要な災害の事象	5
1.	水害（河川の氾濫）	5
2.	土砂災害	6
第2章	避難	
第1	避難勧告等の判断に関する関係機関の助言	7
1.	判断基準の設定	7
2.	災害発生危険性を分析・判断する際の助言	7
第2	避難勧告等の判断基準の設定の手順	8
1.	対象とする災害の特定	8
2.	避難勧告等の対象とする区域の設定	8
第3	避難勧告等発令の判断基準の基本的考え方	11
第4	リアルタイムで入手できる防災気象情報等	11
1.	情報システムで提供される防災気象情報	11
第5	避難の勧告及び指示	13
1.	避難の実施時期	13
2.	避難勧告及び指示の基準	14
第6	警戒区域の設定	15
1.	警戒区域の設定権者	15
2.	指定行政機関等による助言	15
3.	警戒区域設定の時期及び内容	15
4.	警戒区域設定の周知	15
第7	避難の誘導	15
1.	実施機関	15
2.	避難指示等の伝達	15
3.	避難誘導の方法	15
4.	避難に対する誘導者	16
第8	避難行動要支援者等対策	16
1.	情報伝達体制	16
2.	避難及び避難誘導	17
3.	避難行動	17
第3章	避難勧告等の判断・伝達	
第1	水害の避難勧告等	19
1.	避難勧告等を判断する情報	19

2.	対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所	2 0
3.	避難すべき区域	2 1
4.	避難勧告等の発令の判断基準	2 2
5.	避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合	2 4
6.	避難勧告等の伝達方法	2 7
7.	避難勧告等の解除の考え方	2 8
第2	土砂災害の避難勧告等	2 8
1.	対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所	2 8
2.	避難すべき区域	2 8
3.	避難勧告等の発令の判断基準	2 9
4.	避難勧告等の伝達方法	3 1
5.	避難が必要な状況が夜間・早朝になった場合	3 1
6.	避難勧告等の解除の考え方	3 1
第3	災害時要援護者（要配慮者）利用施設への避難情報の伝達	3 2
第4章	応急活動	
第1	事前活動体制（災害対策本部設置前）	3 3
1.	「事前配備」体制	3 3
2.	「警戒配備」体制	3 4
第2	応急活動体制（災害対策本部設置後）	3 4
1.	第1 非常配備	3 5
2.	第2 非常配備	3 5
3.	災害対策本部解散	3 6
4.	災害対策本部組織	3 6
5.	災害対策本部設置・解散時の通報先	3 6
第5章	要配慮者の避難支援	
第1	情報伝達体制の整備	3 9
1.	要配慮者支援グループの設置	3 9
2.	関係機関の連携強化	3 9
3.	その他	4 0
第2	要配慮者の家庭内での防災対策	4 0
1.	非常持出品の準備（参考例）	4 0
2.	住まいの安全対策	4 1
3.	災害時に身の安全確保	4 1
4.	安全な避難方法	4 3
5.	避難所生活	4 4
第3	自力避難が困難な方への支援体制	4 4
1.	助け合い支えあい、ぬくもりのまちづくり	4 4
2.	避難行動要支援者の支援	4 5

【 巻末資料 】

- 巻末資料Ⅰ 情報システムで提供される防災気象情報等
巻末資料Ⅱ 土砂災害の前兆現象

行 動 計 画

第1章 総則

災害対策基本法において、市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、実施する責務を有するとされており、この中で、市町村長は、災害が発生するおそれがある場合等において特に必要と認める地域の居住者等に対し、避難勧告等を発令する権限が付与されている。

しかし、避難勧告等が発令されたとしても、立ち退きをしないことにより被害を受けるのは本人自身であること等の理由により、この避難勧告等には強制力は伴っていない。これは、一人ひとりの命を守る責任は行政にあるのではなく、最終的には個人にあるという考え方に立っていることを示しているものである。

したがって、住民の生命、身体を保護するために行うべき町長の責務は、住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであり、住民は、これらの情報を参考に自らの判断で避難行動をとることとなる。このため、町長は、災害が発生するおそれがある場合等に住民が適時的確な判断ができるよう、一人ひとりの居住地等にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、日頃から周知徹底を図る取組を行うことが重要である。

第1 町の責務

大雨が降った時に発生する水害は、低地での浸水、側溝や下水道があふれる浸水、平地を流れる小さい川や水路があふれる浸水、山間部の川の流速が速いところでの川岸の侵食・氾濫、比較的大きな河川の氾濫、水路や川からあふれた水や河川が氾濫し、水の行き場がなく排水できずに水位が上がる浸水等がある。これらのうち、特に、平地を流れる小河川の洪水による氾濫を含む水深の浅い浸水（以下、「小河川等による浸水」という。）は、屋内の安全な場所で待避すれば命を脅かされることはほとんど無いこと、いわゆるゲリラ豪雨のように極めて短い時間の局所的な大雨で発生するケースが多く、避難勧告等の発令は困難である場合が多いことから、基本的には各人の判断で危険な場所から退避することが重要である。

以上を踏まえ、本計画において、避難勧告等は、大河川の氾濫や土砂災害への対応のように、多数の犠牲者が発生するような災害を対象として発令することを基本としており、町は、住民等に対し、「避難勧告等」の意味、適切な避難行動のあり方、避難勧告等を発令する災害、発令しない災害があること等を普段から住民に周知徹底し、災害対応の訓練を重ねることが重要である。なお、内水地域で浸水深が2mを超えるものについては、命を脅かされる可能性があることから、本計画においては避難勧告等の対象としている。

町は、災害のおそれがある各段階で、住民が自ら避難行動の判断ができるよう、以下の「第2 各人の避難行動の原則」等を平時から住民に周知する必要がある。

また、避難勧告の発令の際に暴風雨で身動きが取れなくなることが想定される場合や、想定を上回る規模の災害が想定されるような場合においては、より安全を目指して早めの避難を促すことが重要である。

本計画においては、避難勧告等の対象とする区域を設定して避難勧告等を発令することとしているが、区域はあくまでも目安であり、その区域外であれば一切避難しなくても良いという

第1章 総則

ものではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、住民が自ら判断して避難することを促すことが重要である。

第2 各人の避難行動の原則

自然災害に対しては、各人が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

町は、災害が発生する危険性が高まった場合に、起こりうる災害種別に対応した区域を示して避難勧告等を発令する。各人は、災害種別毎に自宅等が、立ち退き避難が必要な場所なのか、或いは、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないのか、などについて、あらかじめ確認・認識する必要がある。

水害や土砂災害は、台風やそれに伴う低気圧から延びる前線による降雨により発生するケースが多い。まず各人は、気象庁から気象注意報が発令された段階で、強風や大雨で避難が必要となるレベルに発達する可能性があるかどうか注意を払う必要がある。

気象庁から各種警報、町から避難準備情報が発令された段階では、具体的に避難するかどうかを考え、立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする必要がある。特に要配慮者及びその支援に当たる方々は、避難行動を早めに開始すべきである。なお、台風の場合、避難準備情報が発令された後、暴風雨となって、立ち退き避難が難しくなることも想定されることから、台風情報を確認し、早めの避難行動をとる心構えが必要である。

さらに町から避難勧告が発令された場合、各人は速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

なお、小河川等による浸水により命を脅かす危険性があるのは、地下空間等に水が流入することにより逃げ場を失う場合、既に浸水した低い土地、水路、川の近くに近づく場合がほとんどである。このため、道路のアンダーパスを有する道路管理者等（以下、「地下空間等関係者」という。）は、町からは基本的に避難勧告等が発令されないことを前提として、大雨注意報が発令された場合など、リアルタイムで発信される防災気象情報を自ら把握し、早めの措置を講じる必要がある。

各人の避難行動に関して、基本的な対応等を以下に記す。

- ・激しい降雨時には、河川には近づかない。
- ・小さい川や側溝が勢いよく流れている場合は、その上を渡らない。
- ・自分がいる場所での降雨はそれほどではなくても、上流部の降雨により急激に河川の水位が上昇することがあるため、大雨注意報が出た段階、上流に発達した雨雲等が見えた段階で河川敷等での活動は控える。
- ・大雨により、側溝や都市下水路等の排水が十分にできず、浸水している場合は、都市排水路やマンホール並びに道路の側溝には近づかない。
- ・避難勧告が出されなくても、「自らの身は自分で守る」という考え方の下に、身の危険を感じたら躊躇なく自主的に避難する。
- ・町は、住民の安全を考慮して、災害発生の可能性が少しでもある場合、避難勧告を発令することから、実際には災害が発生しない「空振り」となる可能性が非常に高くなる。避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えが重要である。
- ・小河川等による浸水に対しては、避難勧告が発令されないことを前提とし、浸水が発生し

てもあわてず、各自の判断で上階等への待避等を行う。

- ・小河川等による浸水に際し、浸水しているところを移動することは、むしろ危険な場合が多いことから、孤立したとしても基本的には移動しない。
- ・小河川等による浸水に際して、やむを得ず移動する場合は、浸水した水の濁りによる路面の見通し、流れる水の深さや勢いを見極めて判断する必要がある。
- ・地下空間等関係者は、大雨注意報が発令された段階から、個別に Web 情報等から雨量や雨域の移動等を把握し、対処する必要がある。
- ・小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、いち早く自主的に避難するとともに、すぐに町担当部局へ連絡する。
- ・土砂災害危険区域等に居住していて、避難勧告が発令された時点で、既に大雨となっていて立ち退き避難が困難だと判断される場合は、屋内でも上階の谷側に待避する。
- ・避難勧告等が発令された後、逃げ遅れて、激しい雨が継続するなどして、あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は、屋内に留まることも考える。
- ・台風の接近や大雨により、警報・特別警報が発表された場合は、その時点での避難勧告等の発令の状況を注視し、災害の危険性の有無を確認することが必要である。
- ・避難勧告等の対象とする区域はあくまでも目安であり、その区域外であれば一切避難しなくても良いというものではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば、自主的かつ速やかに避難行動をとる。

第3 避難の目的

従来、漠然としていた「避難」の考え方を整理する。

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とする。

命を守るという観点では、災害のどのような事象が命を脅かす危険性を持つことになるのかを認識し、避難行動を取るにあたっては、次に掲げる事項をできる限り明確にする必要がある。

1. 災害種別毎に脅威がある場所を特定すること。
2. それぞれの脅威に対して、どのような避難行動を取れば良いかを明確にすること。
3. どのタイミングで避難行動を取ることが望ましいかを明確にすること。

第4 避難行動

「避難行動」は、いつ起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、「命を守るための行動」という観点は、災害のどのような事象が命を脅かす危険性を持つことになるのかを認識し、避難行動を取るにあたっては、災害種別毎に「脅威の場所」を特定し、それぞれの脅威に対して「最善な避難行動」を取り、どの「タイミング」で避難行動を起こすかを明確にしておく必要がある。

従来の避難行動は、避難勧告等の発令時に行う、小中学校の体育館やコミュニティセンターといった公的な施設への避難が一般的であった。(本計画では「従来の避難」と呼ぶ。)

今後、避難勧告等の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所

に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。

- (1) 指定避難場所への移動
- (2) (自宅等から移動しての) 安全な場所への移動 (公園、親戚や友人の家等)
- (3) 近隣の高い建物等への移動
- (4) 建物内の安全な場所での待避

1. 避難勧告等と避難行動

災害対策基本法における町長の避難勧告等に関しては、「居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告し」としており、避難勧告は、避難のための(家屋等の現在いる危険な場所からの)立ち退きの勧告を意味している。また、今般の改正によって「屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。」という行動形態が追加された。考え方としては、避難勧告等では立ち退きを勧告し、災害が発生した場合やさらに災害の発生が切迫しており、屋外で移動することが危険な場合は、屋内での待避等の安全確保措置を指示するというものである。

ただし、住民は自らの判断で避難行動を選択すべきものであること、命を守る避難行動として必ずしも従来の避難を必要としない場合もあることから、本計画においては、「屋内での待避等の屋内における安全確保措置」も避難勧告が促す避難行動とすることとする。

2. 本計画における避難行動の呼称

本計画においては、避難勧告等が発令された場合、そのときの状況に応じて取るべき避難行動が異なることから、指定避難場所や安全な場所へ移動する避難行動を「立ち退き避難」と呼ぶこととし、屋内に留まる安全確保を「屋内安全確保」と呼ぶこととする。

実際の避難勧告等の発令時には、あらかじめ定めた避難場所への避難とともに、外が危険な場合には屋内安全確保をとることを併せて伝達する。

なお、従来、その場を立ち退いて近隣の安全を確保できる場所に一時的に移動することを「水平避難(又は水平移動)」、自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まることを「待避」、屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動することを「垂直避難(又は垂直移動)」と呼んでいるが、「立ち退き避難」は「水平避難」を意味しており、「屋内安全確保」は「待避」又は「垂直避難」を意味している。

3. 避難場所と避難所

これまで、避難所の定義が明確でなかったこともあり、災害発生のおそれがある場合、その場所の安全性にかかわらず、最寄りの避難所に避難して被災することがあった。また、被災後、当面の避難生活を送る場所も避難所と呼ばれていることから、避難行動をとる際の安全確保の観点から、避難場所と避難所を明確に区分することとした。また、災害対策基本法では、あらかじめ市町村に避難場所と避難所を指定することとされた。

避難場所：切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所

避難所：災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所

【災害対策基本法】

(市町村長の避難の指示等)

第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

(指定緊急避難場所の指定)

第49条の4 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

(指定避難所の指定)

第49条の7 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

第5 立ち退き避難が必要な災害の事象

以下に、災害種別毎に命を脅かす危険性がある主な事象について記す。

1. 水害（河川の氾濫）

(1) 比較的大きな河川において、堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらす場合。

(2) 山間部等の川の流れが速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流れにより、川岸の家屋の流失をもたらす場合。

(3) 氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物でさらに浸水の深さがこれを上回ることにより、「屋内安全確保」では、身体に危険が及ぶ可能性のある場合。

(4) 浸水により、地下、半地下に氾濫した水が流入する場合。

(5) 河道閉塞等による浸水が長期間継続する場合。

○ 立ち退き避難の対象とならない事象

- ・短時間で局地的な大雨 ⇒ 都市下水路や側溝が溢れ、浸水する場合もあるが、局所的に浸水している箇所近づかなければ、命を脅かす危険性はない。
- ・中小河川の氾濫で浸水の深さが浅い地域 ⇒ 「屋内安全確保」で命を脅かす危険性がない。
- ・浸水の深さが浅い内水 ⇒ 「屋内安全確保」で命を脅かす危険性がほとんどない。

2. 土砂災害

- (1) 背後に急傾斜地があり、降雨により崩壊のおそれがある場合。
- (2) 土石流が発生し、被害が予想される場合。
- (3) 地すべりが発生し、被害が予想される場合。



第2章 避難

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導がおこなわれなければならない。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害において犠牲になるケースが多くなっている。

こうした状況から、「要配慮者」への情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について、特に配慮が求められている。

第1 避難勧告等の判断に関する関係機関の助言

1. 判断基準の設定

気象、河川、土壌がどのような状況となった場合に危険と判断されるかは、降雨や水位等の状況に加え、災害を防止するための施設整備の状況によって異なる。これらの施設管理者は国や都道府県である場合が多く、また、施設管理者は、施設計画を策定するにあたって、過去の災害における降雨量や水位等のデータを保有している。このため、避難勧告等の判断基準を設定する際は、これらの機関の協力を積極的に求める必要がある。

2. 災害発生危険性を分析・判断する際の助言

災害対策基本法の改正により、町長が避難勧告等の判断に際し、指定行政機関や都道府県等に助言を求めることができることとなった。これらの機関は、リアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知見を有していることから、災害発生危険性が高まった場合など、躊躇することなく助言を求めることは非常に有益である。

また、これらの機関から能動的に助言があった場合には、これらの機関が専門的見地から尋常でない危機感を抱いているということであり、重要な判断材料となりうることに留意する。

助言を求めることのできる対象機関（以下、「専門機関」という。）

【水害】一級河川指定区間外の区間：国土交通省阿賀川河川事務所

一級河川指定区間：福島県（会津若松建設事務所）

【土砂災害】福島県（会津若松建設事務所）

【気象、地震】福島地方気象台

【災害対策基本法】

（指定行政機関の長等による助言）

第61条の2 市町村長は、第60条第1項の規定により避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示し、又は同条第3項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

第2 避難勧告等の判断基準の設定の手順

今般、避難行動に「屋内安全確保」を含めたことから、避難勧告等が発令された場合、同じ避難勧告の対象区域の中でも、それぞれの避難行動が異なることとなる。対象とする災害が水害の場合、各人は洪水ハザードマップをもとに、立ち退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等の屋内安全確保で命の危険を脅かされる可能性がない場所なのかをあらかじめ確認・認識しておき、避難勧告等が発令された場合に、迷わず避難行動がとれるようにする。避難勧告等は立ち退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内安全確保の区域を示して勧告するのではなく、避難勧告等は水害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。

なお、土砂災害は、立ち退き避難を基本とする。

避難勧告等の判断基準の設定に関するおおまかな作業の流れは下記の通り。

- ① 対象とする災害の特定
- ② 避難勧告等の対象とする区域の設定
- ③ 避難勧告等の判断基準の設定

1. 対象とする災害の特定

過去の災害を調査し、避難勧告等を出発する対象とする災害を特定する。

対象は、水害、土砂災害。

水害に関しては、複数の河川による氾濫の危険性がある場合がある。

2. 避難勧告等の対象とする区域の設定

(1) 水害（河川氾濫）

水害で避難勧告等の対象となる区域は、各河川の洪水ハザードマップの浸水想定区域が基本となる。ここでは、立ち退き避難が必要な区域（対象建物）を示す。

ア 比較的大きな河川（洪水予報河川、水位周知河川）

- ・ 堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合を想定し、堤防に沿って一定の幅の区域
 - *具体的な幅の設定に参考になる情報として、河川管理者が洪水時家屋倒壊危険ゾーンを設定している場合がある。
- ・ 堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋
- ・ 堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね1.5m～3mを超える区域の2階建て家屋
- ・ 堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（命の危険の脅威はないが、長期間の浸水家屋内の孤立が生じるため、立ち退き避難をする）

イ 山間部等の川の流が速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流により家屋の流失をもたらす可能性のある河川

- ・ 河川沿いの家屋
 - *具体的な幅の設定に参考になる情報として、河川管理者が洪水時家屋倒壊危険ゾーンを設定している場合がある。

ウ 河川の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物

- ・ 下水道工事等、地下で作業を行っている場合も含める。
- ・ 道路のアンダーパス部分（立ち退き避難ではないが、立ち入りの注意が必要）

※ 洪水予報河川及び水位周知河川以外の中小河川の氾濫域は、氾濫による浸水域の最大水深がほとんど床下相当以下と想定されることから、基本的には立ち退き避難は必要ないが、最大浸水深が概ね0.5m以上となる平屋家屋の場合や上記ウの場合のように個別に地域を確認する必要がある。

(2) 土砂災害

木造家屋は土砂災害によって倒壊、流失、埋没する危険性があり、命の危険を脅かすことが多いことから、避難勧告等が発令された場合、土砂災害による被害が想定される区域内では、屋内安全確保とはせず、早めに立ち退き避難を行う必要がある。一方で、土砂災害に対して十分な耐力を有する鉄筋コンクリート造等の建物で土砂が到達するおそれがない上階の場合は、屋内安全確保も考えられる。

ア 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」

土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号））に基づき住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域が土砂災害警戒区域であり、立ち退き避難の対象とすべき区域である。

イ 土砂災害危険区域（県が調査）

(ア) 急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域：傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地の崩壊によって被害が想定される区域に人家や公共施設のある急傾斜地およびその近接地

(イ) 土石流危険渓流区域：渓流の勾配が3度以上（火山砂防地域では2度以上）あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される危険区域

(ウ) 地すべり危険区域：空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生するおそれがあると判断された区域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与えるおそれのある区域

ウ その他の場所

土砂災害警戒区域や土砂災害危険区域以外の場所でも土砂災害が発生する場合もあるため、これらの区域等の隣接区域も避難の必要性を確認する必要がある。また、降雨時においては、前兆現象や土砂災害の発生した箇所の周辺区域についても避難の必要性について検討する必要がある。

(3) 複数の災害を考慮すべき地域

地域によっては水害、土砂災害等の複数の災害からの立ち退き避難を想定すべきところがあり、それぞれの災害のリスクに応じて避難を行う必要がある。

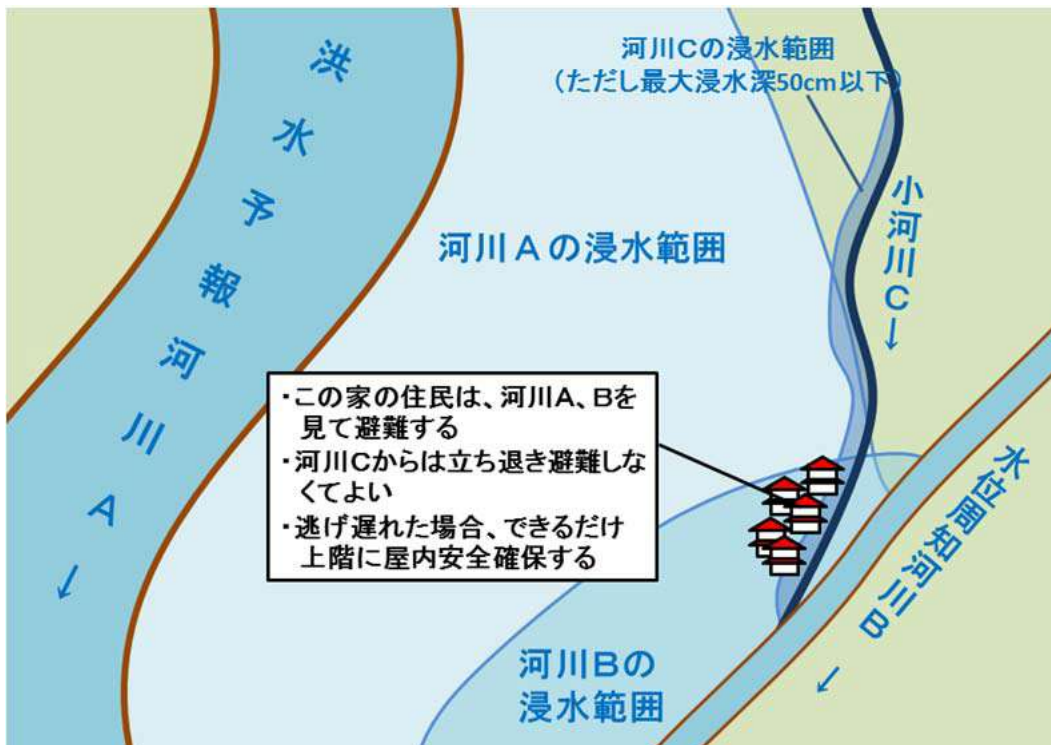


図1 水害（河川氾濫）の浸水範囲が重複する事例（イメージ）

※ 複数の河川からの浸水が想定される地域において、一方の河川による浸水深が大きく、立ち退き避難が必要な場合は、複数の河川からの浸水が同じ降雨で発生することを想定し、浸水深の大きい方を基準にして避難行動をとる必要がある。



図2 水害（河川氾濫）の浸水範囲と土砂災害警戒区域が重複する事例（イメージ）

第3 避難勧告等発令の判断基準の基本的考え方

町は、対象とする災害の種別毎に避難勧告等を発令し、対象地域において、立ち退き避難が必要な住民等と屋内安全確保が必要な住民等の両者にそれぞれの避難行動をとってもらうことを示す。避難勧告等は、災害種別毎に避難行動が必要な地域を示して発令する。ただし、避難勧告等は、一定の範囲で発令せざるを得ない面があることから、対象地域内の個々の住民が避難行動が必要なのかどうか、あらかじめわかるようにしておく必要がある。避難勧告等の対象とする避難行動には屋内安全確保も含めることとしたが、避難勧告等の発令基準の設定は、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した、立ち退き避難が必要な場合を想定して設定するものとする。

第1表 避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・ 立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・ (災害時) 要配慮者は、立ち退き避難する。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立ち退き避難する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者が立ち退き避難する。 ・ 土砂災害から、立ち退き避難をしそびれた者が屋内安全確保をする。

第4 リアルタイムで入手できる防災気象情報等

1. 情報システムで提供される防災気象情報

気象庁の防災情報提供システムや国土交通省の川の防災情報では、市町村向けに、リアルタイムの降水量、水位等の数値や範囲を示す情報が配信されている。これらの情報は、定期的又は随時に更新されることから、常に最新の情報の入手・把握に努めることが重要である。

(1) 気象情報、気象注意報・警報・特別警報

ア 気象情報

○台風情報 : 台風が発生したときに発表される。台風の位置や中心気圧等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報がより更新頻度を上げて提供される。

○府県気象情報 : 警報等に先立って注意を呼びかけたり、警報等の内容を補完して現象の経過、予想、防災上の留意点を解説するために、適時発表される。

イ 気象注意報・警報・特別警報

○気象警報等 : 気象現象・地震・津波等によって災害が起こるおそれのあるときに発表される。注意報、警報、特別警報の3種類がある(洪水については特別警報はない)。また、気象警報等の内容には、各市町村における今後の注意警戒を要する時間帯(注意警戒期間)、最大1時間雨量、最大風速、最高潮位等の量的な予想値も記載されている。

(2) 雨量に関する情報

ア 地点雨量

- アメダス：各観測地点で実測した降水量：10分毎
- テレメータ雨量、リアルタイム雨量：各観測地点で実測した降水量：10分毎

イ 流域雨量

- 流域平均雨量：河川の流域毎に面積平均した実況の雨量：10分毎

ウ 面的な雨量

- レーダ雨量：Cバンドレーダ雨量計：1kmメッシュ、5分毎
- XRRAIN雨量情報：XRRAINによって観測：250mメッシュ、1分毎
- リアルタイムレーダー：各レーダー情報の重ね合わせ：5分毎
- 解析雨量：レーダーとアメダス等の降水量観測値から作成した降水量の分布：1kmメッシュ、30分毎
- レーダー・降水ナウキャスト：レーダー実況と1時間先までの降水強度：1kmメッシュ、5分毎
- 降水短時間予報：6時間先までの1時間毎の降水量分布の予想：1kmメッシュ、30分毎

(3) 水位に関する情報

- テレメータ水位：水位観測所の実測水位：cm単位、10分毎
- 水位予測：1時間後から3時間後までの予想水位：cm単位、1時間毎
- ライブ映像：阿賀川河川事務所において、河川の定点画像をホームページで発信

(4) 水害に関する情報

- 指定河川洪水予報：国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表される。
- 水位到達情報：洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位への到達情報を通知及び周知する河川として指定された河川において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。
- 流域雨量指数：降った雨が下流地域にどれだけ影響を与えるかを、数値で表したものの5kmメッシュ、30分毎
- 規格化版流域雨量指数：流域雨量指数を、過去20年間の最大値に対する比率として表したものの：5kmメッシュ、30分毎

(5) 土砂災害に関する情報

- 土砂災害警戒判定メッシュ情報：2時間先までの土砂災害の危険度の分布を表示したものの：全国、5kmメッシュ、10分毎
- 都道府県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報：都道府県毎、1～5kmメッシュ、10分～60分毎、最大2～3時間先までの土砂災害の危険度を表示
- 土砂災害警戒情報：大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。

第5 避難の勧告及び指示

町長は、風水害並びに地震等による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体の保護又は、災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、避難の勧告又は指示を行う。

1. 避難の実施時期

避難の勧告及び指示権者は次のとおりであるが、勧告、指示を行ったときあるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

また、災害の発生があると予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕をもって、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。このため、早期に避難を指示するとともに、避難の指示等が各住民に周知徹底するよう情報伝達の方法に十分配慮する。

事項 区分	実施責任者	措 置	実施の基準
避難準備情報の提供	町長	一般住民に対する避難準備、要配慮者等に対する避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難の勧告	町長 (災害対策基本法第60条)	立ち退きの勧告及び立ち退き先の指示 屋内での待機等の安全確保の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	立ち退きの勧告及び立ち退き先の指示 屋内での待機等の安全確保の指示	災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
避難の指示等	町長 (災害対策基本法第60条)	立ち退き及び立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	立ち退き及び立ち退き先の指示	災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立ち退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立ち退きの指示	洪水によるはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立ち退き及び立ち退き先の指示	町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき。 町長から要求があったとき。

事項 区分	実施責任者	措 置	実施の基準
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難 等の措置	重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難 等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

2. 避難勧告及び指示の基準

避難勧告、指示を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難勧告又は指示の理由
- (5) その他必要な事項

3. 避難措置の周知等

避難の勧告又は指示を行った者は、概ね次により必要な事項を通知するものとする。

(1) 知事への報告

町長は、避難のための立ち退きを勧告・指示し、又は立ち退き先を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

- ア 避難勧告・指示、屋内での退避等の安全確保措置の指示の有無
- イ 避難勧告・指示、屋内での退避等の安全確保措置の指示の発令時刻
- ウ 避難対象地域
- エ 避難場所及び避難経路
- オ 避難責任者
- カ 避難世帯数、人員
- キ 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

(2) 住民への周知

町は、自ら避難の勧告、指示及び屋内での退避等安全確保措置の指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、計画に基づき迅速に住民へ周知する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

第6 警戒区域の設定

1. 警戒区域の設定権者

- (1) 町長（災害対策基本法第63条）
- (2) 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第36条）
- (3) 消防吏員又は消防団員（消防法第36条において準用する同法第28条）
- (4) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条第3項）
- (5) 知事（災害対策基本法第73条 町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合。）

2. 指定行政機関等による助言

町は、警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関または県に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められたときは、指定行政機関、指定地方行政機関または県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

3. 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めたとときに、警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等により警戒区域の表示をしておき、その区域への立ち入りの制限、禁止等の措置をとるものとする。

4. 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置するものとする。

第7 避難の誘導

1. 実施機関

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され又は危険が迫った場合に行うものであり、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第1次的責任者である町長又は避難指示を発した者がその措置に当たるものとする。

2. 避難指示等の伝達

町は、防災行政無線と併せて広報車による伝達や、携帯電話への緊急速報メール、自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ的確に住民に伝達できるよう体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。

3. 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項を留意して行うものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- (2) 危険な地点には標示やなわ張りを行うほか状況により誘導員を配置し安全を期すこと。
- (3) 高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。

(4) 誘導中は事故防止に努める。

(5) 避難誘導は収容先での救援物資の支給等を考慮し、できるかぎり町内会等の単位で行うこと。

4. 避難に対する誘導者

小中学校にあっては、各学校の教職員、各団体の職員が当たり、その他一般住民については消防機関等の団員が当たる。

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき職員が入所者を避難場所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

また、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。さらにデイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。

(2) 在宅者対策

町は、地域住民、消防機関及び自主防災組織の協力を得て、避難場所に誘導する。誘導に当たっては、要配慮者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

(3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設の管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導する。

必要に応じて、他の病院、診療所等から応援を得て患者を避難誘導する。誘導に当たっては、医療、救護設備が整備された病院等とする。

(4) 観光客及び外国人に対する対策

町は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、観光客及び外国人を避難誘導させるものとする。

第8 避難行動要支援者等対策

1. 情報伝達体制

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

(2) 在宅者対策

町は、直接、有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、民生（児童）委員、地域住民、自主防災組織の協力を得て、避難行動要支援者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたって聴覚障がい者については音声以外の方法を活用するよう配慮する。

(3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たっては、患者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(4) 観光客及び外国人に対する対策

町は、ラジオ、テレビ等マスメディア等を通じ多言語で避難等の情報伝達に努めるものとする。

2. 避難及び避難誘導

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定められた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

また、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用器具等を用いる。

さらに、デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要す。

(2) 在宅者対策

町は、消防機関、民生（児童）委員及び自主防災組織の協力を得て、避難所に誘導する。

避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

(3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設の管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導する。

必要に応じて、他の病院、診療所等から応援を得て患者を避難誘導する。

避難誘導に当たっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、また避難所としては、医療・救護設備が整備された病院とする。

(4) 観光客及び外国人に対する対策

町は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、観光客及び外国人を避難誘導する。

3. 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の生命または身体を保護するため、災害発生時には、避難支援等関係者が、あらかじめ町から提供された「避難行動要支援者名簿」を基に避難支援等を行うとともに、町は平時からの情報提供について同意していない避難行動要支援者についての情報も、避難支援等関係者その他の者に提供し、避難支援等の協力を要請する。（これまでの「災害時要援護者」は、「避難行動要支援者」と読み替えし、取り扱うものとする。）

(1) 避難支援等関係者等の対応原則

避難支援等関係者はあらかじめ町から提供されている「避難行動要支援者名簿」に基づき避難行動要支援者の避難支援等を行うが、避難支援等の実施に当たっては、避難支援等関係者本人または家族等の生命または身体の安全を守ることを前提とした上で、できる範囲で行うものとする。

(2) 避難支援等関係者等の安全確保措置

町は、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対して、避難の必要性や「避難行動要支援者名簿」の活用等について説明するとともに、避難支援等を行う避難支援等関係者の安全確保のための措置をとる。



避難所設置・福祉避難室開設訓練
平成26年8月30日
広瀬地区防災訓練



平成26年8月31日
会津坂下町総合防災訓練



第3章 避難勧告等の判断・伝達

町は、地域防災計画を踏まえ、発災時に避難勧告等（避難準備情報、避難勧告及び避難指示を総称する。）を住民に対し、適切なタイミングで適切な対象地域に、迅速かつ確実なる伝達方法により発令できるよう、判断基準等について取りまとめ、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」として整備する。

第1 水害の避難勧告等

1. 避難勧告等を判断する情報

浸水や河川の氾濫から身を守るために役立つ情報としては、一般的に、大雨注意報・警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報・警報、指定河川洪水予報、水位到達情報があり、この他に県気象情報、記録的短時間大雨情報がある。

河川の氾濫を対象とする情報として、洪水注意報・警報と指定河川洪水予報があるが、洪水注意報・警報は概ね市町村単位の区域毎に、その区域のどこかで洪水が発生するおそれを示すものであり、特定の河川に限定したものではない。

本マニュアルでは、これらの情報の取り扱いを以下の通りとする。

(1) 大雨注意報、大雨警報（浸水害）

ア 概ね市町村単位で大雨による浸水を注意喚起するものであり、町は、避難準備情報を発令する際の参考情報とする。

イ 町等が防災対応の体制を設置する際の参考とする。

(2) 大雨特別警報（浸水害）：雨量を基準とするもの

大雨警報（浸水害）の基準をはるかに超える大雨に対して発表されるものであり、大雨特別警報（浸水害）発表時には、町は、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認することとする。

また、大雨特別警報（浸水害）が発表された場合、町は防災行政無線等で住民等に大雨特別警報が発表されたことに加え、既に避難勧告等が発令済みであること、或いは、避難勧告等は発令されていないが災害発生の危険性が高まっていることについて、あらためて呼びかけを行い、周知を図る。

(3) 台風等を要因とする大雨等の各特別警報

この特別警報は、「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が接近している段階で、今後、これまで経験したことのないような大雨や暴風などが同時に発生することが予想され、最大級の警戒を要することを呼びかけるものである。この特別警報により、対象となる地域における大雨警報、暴風警報が全て特別警報として発表されるが、特定の河川を対象とした警報ではなく、その時点で河川の水位や雨量が避難勧告等の基準に達していない場合が多いと想定される。このため、台風等を要因とする大雨等の各特別警報が発表された場合は、各河川で設定した判断基準を基本としつつも、今後、暴風等により避難が困難となることを想定して、早めの避難準備情報、避難勧告を発令できるよう、検討する。

2. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

■ 阿賀川破堤・越水氾濫

1) 警戒すべき区域

- ・左岸 会津坂下町青津地区～海老沢地区
- ・左岸 会津坂下町細工名・東原地区

2) 阿賀川の特性

- ・会津盆地をゆったりと流れる阿賀川は、周囲を山で囲まれ、また下流域（当町）において盆地内のすべての中小河川が集中し阿賀川に合流、かつ当町川西地区においては、急激に河道が狭くなっていることから、ひとたび集中豪雨になると氾濫を起してきた。それらのことなどを踏まえ、昭和62年に洪水調整機能を持たせた多目的ダムとして会津若松市大戸町地内に大川ダムが供用開始をはじめた。また、下流域（川西地区）においては河道の狭窄部改修工事が行われた。
- ・阿賀川の氾濫形態は、扇状地を呈する中・上流区間は拡散型、会津盆地の終焉となる下流域は貯留型となり、氾濫域の挙動は異なる。

3) 施設の整備状況等

- ・昭和62年に洪水調整機能を持たせた多目的ダムとして供用開始をはじめた大川ダムは、3,240万 m^3 （治水容量）を有し、計画高水流量3,400 m^3/s のうち800 m^3/s を調整する機能を有している。
- ・会津坂下町青津～海老沢地区（左岸）は、堤防断面が不足している。

4) 特に注意を要する区間

- ・重要水防区域（A） ————— 細工名附近

■ 宮川破堤・越水氾濫

1) 警戒すべき区域

- ・左岸 会津坂下町細工名地区～上開津地区
- ・左岸 会津坂下町村田・海老沢地区（金上地区）～上新田地区（若宮地区）

2) 宮川の特性

会津地方の大滝山の北斜面を水源とし、会津美里町、会津坂下町を流れ、会津盆地の扇状地を形成している。

また、本町の金上地区細工名・村田地内において、阿賀川と合流する。

3) 施設の整備状況等

平成12年に新宮川ダムが供用開始され、水量の調整機能も有することとなった。

また、昭和25年から開始された改修工事は、平成17年に完了し、現在に至っている。

■ 内水氾濫等

○金上地区

1) 警戒すべき区域

- ・阿賀川流域、宮川流域 細工名地区

2) 内水氾濫等の特徴

- ・阿賀川と宮川の合流域である細工名地区は、河川の増水等により排水樋門等の排水口が水没してしまう。

○高寺地区

1) 警戒すべき区域

- ・只見川流域 片門地区

2) 内水氾濫等の特徴

- ・只見川左岸片門地区は、築堤河川であるため、ダムの放水による増水により排水樋門等の排水口が水没してしまう。

3. 避難すべき区域

避難勧告等の対象となる「避難すべき区域」は下表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること（連絡先は、「4. 避難勧告等の発令の判断基準」の情報入手先を参照）。
- ・「避難すべき区域」は、被害想定などを踏まえて特定したもので、自然災害のため不足の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断すること。
- ・浸水想定区域（避難区域）は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

■ 阿賀川破堤・越水氾濫

避難区域	対象行政区	災害の様相	備考
想定浸水深 50 cm程度以上	村田新田、村田、 太田谷地、金上、 上開津、中開津、 新村、五香、立川、 三谷、中政所、 西青津、大上、 八日沢、古坂下	床上浸水	
想定浸水深 2 m程度以上	東原、細工名、 海老沢、沼越、青木、 青津、和泉川原、 緑町、茶屋町	平屋水没	東原、細工名、海老沢地区は 宮川からの氾濫流の影響も受ける 青木地区には避難所（広瀬コ ミセン）あり
家屋倒壊危険 ゾーン	青木、青津	家屋が損壊	破堤後の氾濫流の到達が早 く、破壊力も大きい

■ 宮川破堤・越水氾濫

避難区域	対象行政区	災害の様相	備考
想定浸水深 50 cm程度以上	村田新田、村田、 太田谷地、金上、	床上浸水	
想定浸水深 2 m程度以上	東原、細工名、 海老沢、	平屋水没	東原、細工名、海老沢地区は阿 賀川からの氾濫流の影響も受ける

避難区域	対象行政区	災害の様相	備考
堤防から 100mの範囲	細工名	家屋が損壊	破堤後の氾濫流の到達が早く、 破壊力も大きい

4. 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は、下記のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること（連絡先は、下表欄外の情報の入手先を参照）
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測等でとらえた強雨域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、広域的な状況把握に努めること

■ 阿賀川破堤・越水氾濫

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象情報や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

観測所名	宮古観測所（大字宮古地内）	
対象行政区	上開津、中開津、新村、海老沢、金上、 村田新田、太田谷地、	東原、細工名、村田、履形、五香（堤防の近傍地区）
避難準備情報	・避難判断水位（4.00m）に到達 ・2時間後に氾濫危険水位（5.19m）に到達	・避難判断水位（4.00m）に到達 ・3時間後に氾濫危険水位（5.19m）に到達
避難勧告	・氾濫危険水位（5.19m）に到達 ・河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれの被災等）を確認	・1時間後に氾濫危険水位（5.19m）に到達 ・河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれの被災等）を確認
避難指示	・破堤を確認 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認	・破堤を確認 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認 ・氾濫危険水位（5.19m）に到達

観測所名	山科観測所（喜多方市慶徳町大字山科地内）	
対象行政区	西青津、三谷、和泉川原、中政所、大上	立川、沼越、青木、青津 （堤防の近傍地区）
避難準備情報	・避難判断水位（6.30m）に到達 ・2時間後に氾濫危険水位（7.70m）に到達	・避難判断水位（6.30m）に到達 ・3時間後に氾濫危険水位（7.70m）に到達
避難勧告	・河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれの被災等）を確認 ・氾濫危険水位（7.70m）に到達	・河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれの被災等）を確認 ・1時間後に氾濫危険水位（7.70m）に到達

避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・破堤を確認 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・破堤を確認 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認 ・氾濫危険水位（7.70m）に到達
------	--	---

情報の入手先 阿賀川洪水情報：福島地方気象台 0242-534-2162
 ：阿賀川河川事務所 0242-26-6852
 阿賀川水位情報：阿賀川河川事務所 0242-26-6852
 iモード <http://i.river.go.jp>
 インターネット <http://www.river.go.jp>
 会津地方中部地域の洪水警報：福島地方気象台 0242-534-2162
 雨量情報：福島地方気象台 0242-534-2162

■ 宮川破堤・越水氾濫・内水氾濫

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象情報や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

観測所名	開津観測所（大字開津地内）	
対象行政区	村田新田、村田、太田谷地、金上、東原	上開津、中開津、新村、上新田、中新田、新開津、細工名、海老沢（堤防の近傍地区）
避難準備情報	・2時間後に水位（3.70m）に到達	・3時間後に水位（3.70m）に到達
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれの被災等）を確認 ・1時間後に水位（3.70m）に到達 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれの被災等）を確認 ・2時間後に水位（3.70m）に到達
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・破堤を確認 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認 ・水位（3.70m）に到達 	<ul style="list-style-type: none"> ・1時間後に水位（3.70m）に到達 ・破堤を確認 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認 ・水位（3.70m）に到達

情報の入手先 宮川水位情報：福島県会津若松建設事務所 0242-29-5438
 インターネット <http://www.kasen.web.pref.fukushima.jp>
 会津地方中部地域の洪水警報：福島地方気象台 0242-534-2162
 ” 雨量情報：福島地方気象台 0242-534-2162

■ 内水氾濫等

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象情報や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

河川名	只見川
観測所名	片門量水標（大字片門地内）
対象行政区	片門
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が7.50m（平成16年出水最大水位）に到達。 ・片門ダムからの放流量3,000 m³/s以上が2時間以上継続して続く見込みの場合。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれの被災等）を確認。

	・水位が 8.00m に到達
避難指示	・破堤を確認 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認。 ・水位が 9.15m（法枠工天端高）に到達

情報の入手先 只見川水位情報：福島県会津若松建設事務所 0242-29-5438

インターネット <http://www.kasen.web.pref.fukushima.jp>

会津地方洪水警報：福島地方気象台 0242-534-2162

雨量情報：福島地方気象台 0242-534-2162

河川名	小河川、栗村水路、都市排水路
対象行政区	坂下・若宮・広瀬・八幡・川西地区
避難準備情報	短時間の降雨で浸水が発生することや狭い範囲の降雨の継続状況を把握することが難しいことから、降雨データのみでの避難勧告の発令は非常に難しく、時間的余裕が無い場合がほとんどであることから、基本的に避難準備情報は発令しない。
避難勧告	・水位を観測していない河川や栗村水路、都市排水路についても、水防団が出動した場合は、水防団からの現地情報を避難勧告の判断材料とする。 ・栗村水路が1時間後に越水する可能性がありかつ沖放水路ゲートを開放した場合は、水防団からの現地情報を避難勧告の判断材料とする。

5. 避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合

- (1) 基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告等を発令する。
- (2) 降水短時間予報（6時間先までの各1時間予測雨量分布）、大雨警報・注意報の文中に記載される注意警戒期間、府県気象情報（予想される24時間雨量）を判断材料とする。
- (3) 過去の洪水で、流域平均雨量がどの程度で氾濫危険水位に到達する可能性があるのかを認識する必要がある。

【避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合の避難勧告の判断基準】

1～3のいずれかに該当する場合に、避難準備情報を発令するものとする。

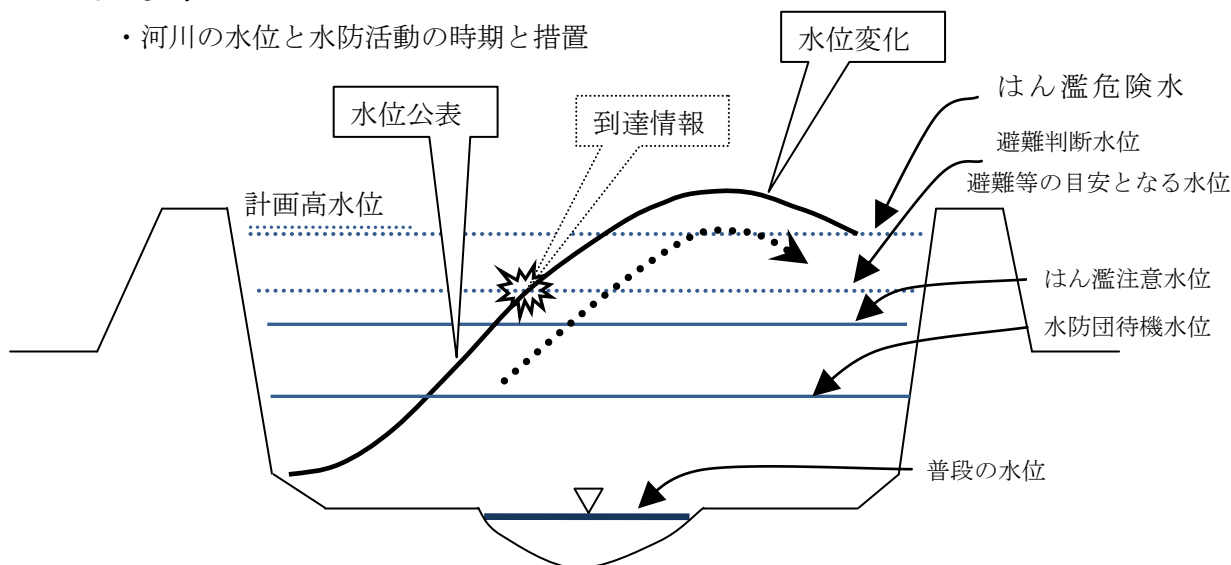
- 1：大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合
- 2：判断する時点（夕刻）で、阿賀川の山科観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を超えた状態で、気象情報、降水短時間予報で、宮古地点上流にさらに〇〇mm以上の降雨が予想される場合
- 3：阿賀川の山科観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合

【内水地域の避難勧告】

水位周知河川の避難判断は、堤防から水があふれたり、堤防が決壊することを想定して設定しているが、内水地域では、水位周知河川の水位が上昇することで、排水樋門が浸水するなど、排水機能が低下することで、浸水が発生する場合がほとんどである。このため、内水地域で浸水深が深く、屋内安全確保では身体に危険が及ぶ可能性がある場合は、避難勧告等の基準を別途設定するか、避難準備情報の発令段階で避難行動をとることとするなどの設定をする。

○ 参考

・河川の水位と水防活動の時期と措置



計画高水位：安全に洪水を流すための設計水位

単位：m

観測所名	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	計画高水位
宮古	1.50	2.00	4.00	5.19	5.19
山科	1.80	2.70	6.30	7.70	7.83
開津	1.80	2.30			3.70
片門					

・阿賀川水系ダム群（只見川）（東北電力㈱会津若松支社警戒体制より）

(a) 事前警戒体制

- i 会津中部に「大雨注意報」が発表されたとき。
- ii 小林ダム（本名ダム上流）の流入量が $50 \text{ m}^3/\text{s}$ に達したとき。

(b) 予備警戒体制

- i 会津中部に「大雨注意報」が発表され、洪水が発生するおそれのあるとき。
- ii 小林ダム（本名ダム上流）の流入量が $50 \text{ m}^3/\text{s}$ に達し、なお増加が予想されるとき。

(c) 洪水警戒体制

- i 会津中部に「大雨」に関する気象警報が発表され、洪水が発生するおそれのあるとき。
- ii 小林ダム（本名ダム上流）の流入量が $100 \text{ m}^3/\text{s}$ に達し、なお増加が予想されるとき。
- iii 滝ダム（本名ダム上流）の流入量が $150 \text{ m}^3/\text{s}$ に（田子倉放流量を除く。）に達し、なお増加が予想されるとき。

・ 予警報の発表基準等

(a) 洪水予報（気象予報）

種類	発表基準
洪水注意報	大雨によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。 町で以下の基準に到達することが予想される場合 (平成27年3月26日現在) 雨量基準 R3=50 流域雨量指数基準 只見川流域=42 洪水予報実施区域内の対象量水標の水位が警戒水位を超えることが予想されるとき
洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 町で以下の基準に到達することが予想される場合 (平成27年3月26日現在) 雨量基準 R3=80 流域雨量指数基準 只見川流域=52 複合基準 平坦地：R=45 かつ 阿賀川流域=40 指定河川洪水予報による基準 阿賀川（宮古・山科）

(b) 水防警報

種類	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告し、または水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨の警告するもの
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの

(c) 情報の名称

種類	発表基準
氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれた時
氾濫警戒情報	避難判断水位に到達した時、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に達すると見込まれた時
氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達した時
氾濫発生情報	氾濫が発生した時

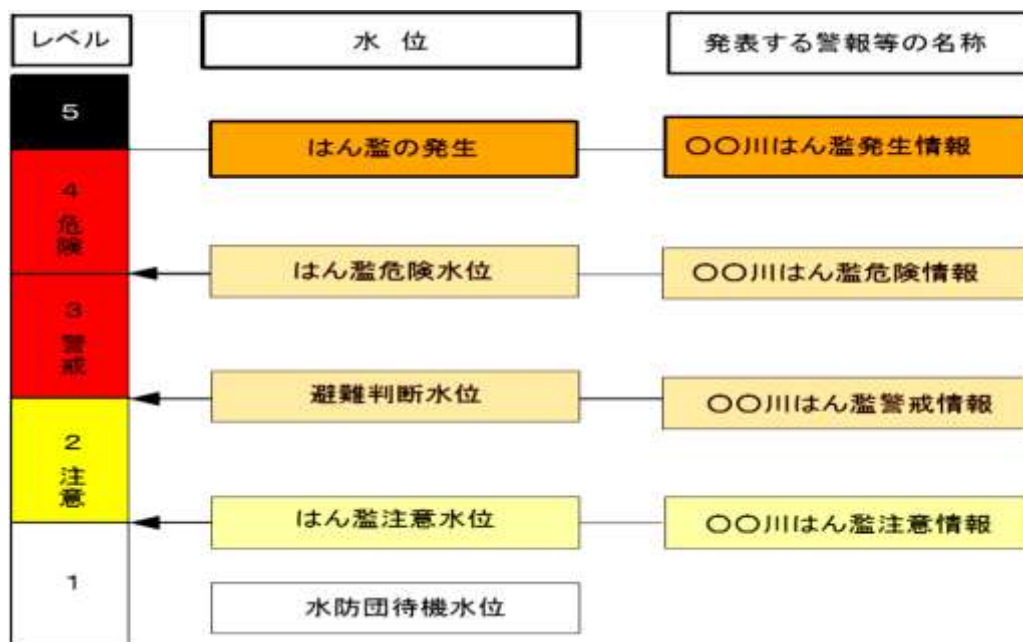


図3 洪水予報河川における「避難判断の目安となる水位」と指定河川洪水予報

6. 避難勧告等の伝達方法

(1) 避難勧告等の伝達内容

下記の例文を参考に、事態の状況に応じた伝達内容を確認する。

《避難準備情報の伝達文（住民あて）の例》

こちらは「ぼうさいあいづばんげやくば」です。昨夜からの大雨により、〇〇川の水位が避難判断水位に到達し、〇〇時間後には〇〇川の水位が氾濫危険水位に達するおそれがあります。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難準備情報を出しました。お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、直ちに戸締りをして〇〇コミュニティセンター（〇〇小学校）へ避難してください。また、その他の住民の方も避難の準備を始めてください。

《避難勧告の伝達文（住民あて）の例》

こちらは「ぼうさいあいづばんげやくば」です。昨夜からの大雨により、〇〇川の水位が氾濫危険水位に達し、氾濫するおそれがあります。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難勧告を出しました。直ちに戸締りをしてできるだけ近所の方にも声をかけて〇〇コミュニティセンター（〇〇小学校）へ避難してください。

《避難指示の伝達文（住民あて）の例》

こちらは「ぼうさいあいづばんげやくば」です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を出しました。〇〇川が氾濫危険水位を突破して（〇〇付近において堤防が決壊して）大変危険な状況です。避難中の方は直ちに〇〇コミュニティセンター（〇〇小学校）へ避難してください。避難に十分な時間がない方は近くの安全な建物に避難してください。なお、冠水浸水により、〇〇附近の道路は通行できません。

(2) 避難勧告等の伝達手段・伝達方法

下記のチェックリストにより、伝達手段・伝達先に漏れないか確認する。

《住民等への伝達》
<input type="checkbox"/> 防災行政無線（同報系）
<input type="checkbox"/> 広報車・消防車両
<input type="checkbox"/> 自主防災組織（区・自治会長）…………… 電話・FAX
<input type="checkbox"/> 町HP
《避難行動要支援者（要配慮者）・福祉関係機関への伝達》
<input type="checkbox"/> 支援者事前登録者…………… 電話・FAX
<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の事前登録者…………… 電話・FAX・携帯メール
《防災関係機関への伝達》
<input type="checkbox"/> 消防団（分団長以上）…………… 電話・FAX・防災行政無線
<input type="checkbox"/> 福島県会津振興局…………… FAX・電話
<input type="checkbox"/> 会津坂下警察署…………… 電話・FAX
<input type="checkbox"/> 会津坂下消防署…………… 電話・FAX
<input type="checkbox"/> 北陸地方整備局阿賀川河川事務所…………… 電話・FAX

7. 避難勧告等の解除の考え方

避難勧告等の解除については、水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。

なお、小河川にあっては、当該河川の水位が十分に下がり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

第2 土砂災害の避難勧告等

1. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

(1) 土砂災害の発生のおそれがある溪流や傾斜の数（土砂災害危険個所の数）

- ・土石流危険溪流 33箇所
- ・急傾斜地崩壊危険箇所 4箇所
- ・地すべり危険箇所 3箇所

(2) 土砂災害の発生のおそれがある溪流や斜面の分布

- ・杉山・天屋地区は、地すべり危険箇所が集中
- ・気多宮・舟渡地区は、急傾斜崩壊危険箇所が集中

(3) 土砂災害の発生しやすい気象条件

- ・杉山地区は、過去の災害では、総雨量90mmを超えると土砂災害が発生するおそれがある。

2. 避難すべき区域

避難勧告等の対象となる「避難すべき区域」は下表のとおりであるが、この運用にあつ

ては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること（連絡先は、「4. 避難勧告等の発令の判断基準」の情報入手先を参照）。
- ・「避難すべき区域」は、過去の被害の実績や被害想定などを踏まえて特定したもので自然現象のため不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況 に応じて、避難勧告等発令区域を適切に判断すること。
- ・「避難すべき区域」を特定する際に参考とした土砂災害危険区域図等は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

避難区域（避難勧告等の発令単位）	対象行政区（土砂災害危険箇所単位）	災害の様相	備考
若宮地区	勝方、大村、牛沢	土石流	
八幡地区	気多宮	急傾斜、土石流	
	塔寺	土石流	会津寿楽荘（特別養護老人ホーム）
	杉、船窪	土石流	
	大沢、朝立	土石流	
川西地区	見明	土石流	農村環境改善センター、糸桜里の湯ばんげ、グループホームもも太郎さん（坂下）
高寺地区	舟渡	急傾斜	
	杉山、天屋、本名	地すべり	

3. 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は、下記のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること（連絡先は下表欄外の情報の入手先を参照）。
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風雨域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測等でとらえた強雨域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。
- ・大雨注意報が発表されている状況で夕刻を迎え、当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合には、避難準備情報の発令を検討する必要がある。その際、注意報に記される注意警戒期間、降水短時間予報、府県気象情報も勘案することが必要である。

- ・なお、台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。
- 避難勧告等は、以下の基準を参考に今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

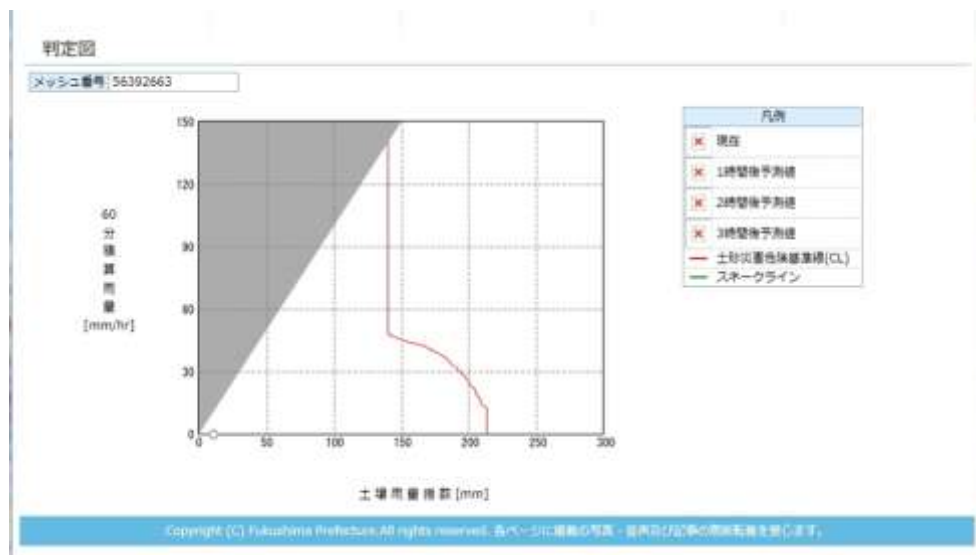
■ 判断基準

区 域 名	若宮地区	八幡地区	川西地区	高寺地区
対象行政区	勝方、大村、牛沢	杉、船窪、大沢、朝立塔寺、気多宮	見明	舟渡、杉山天屋、本名
避難準備（避難行動要支援者避難）情報	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で前兆現象（湧水・地下水の濁りや量の変化）の発見 ・大雨警報（土砂災害）警報が発令された場合 			
避 難 勧 告	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で前兆現象(溪流附近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生)の発見 ・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報において「予想で土砂災害危険基準ラインに到達」し、さらに降雨が継続する場合 			
避 難 指 示	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害が発生- ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見 ・「土砂災害危険基準ライン」に到達し、引き続き降雨が見込まれる 			

情報の入手先 大雨に関する情報：福島地方気象台 0242-534-2162
 土砂災害警戒雨量情報：福島県会津若松建設事務所 0242-29-5438
 雨量情報：福島地方気象台 0242-534-2162

■ 土砂災害警戒雨量情報（福島県土砂災害情報システム）

土砂災害警戒情報システムグラフ



第3 避難行動要支援者（要配慮者）利用施設への避難情報の伝達

○障がい者（児）事業所

	団体名	住所	電話番号	浸水想定 区 域	連 絡 担当課
			FAX 番号		
1	自立サポートセンター桜	会津坂下町字大道 2375	0242-83-4413 0242-93-7001	区域外	
2	ゆうゆうハウス（となかの家、 ビオラの会）	会津坂下町字大道 2392-6	0242-83-6255 0242-83-6255	区域外	
3	木の実寮	会津坂下町字館ノ 内甲 2539-3	0242-83-5177 —	区域外	
4	こころの森	会津坂下町字西南 町裏甲 3998-1	0242-83-0708 0242-83-0708	区域外	
5	会津坂下ホームヘルプサービ スセンター	会津坂下町字中岩 田 95	0242-83-1370 0242-83-0191	区域外	
6	ニチイケアセンターばんげ	会津坂下町大字宮 古字村西 40-3	0242-84-2201 0242-84-2202	区域内 阿賀川	福祉健康班 （重複）
7	ゆきわり荘 あみーち	会津坂下町字小川 原 991	0242-85-7831 0242-85-7841	区域外	
8	ホームこころ	会津坂下町大字牛 川字寿ノ宮 1530-1	0242-83-3233 0242-83-3233	区域外	
9	かわらご園	会津坂下町字館ノ 下 87	0242-82-4311 0242-82-4311	区域外	

○介護関係事業所

	団体名	住所	電話番号	浸水想定 区 域	連 絡 担当課
			FAX 番号		
1	もも太郎さん（坂下）	会津坂下町大字見 明字古屋敷 771-1	0242-83-3000 0242-83-3000	区域外 （土砂災害）	保険年金班
2	会津寿楽荘	会津坂下町大字塔 寺字北原 645-1	0242-83-0185 0242-83-0311	区域外 （土砂災害）	保険年金班
3	あったかI'z ケアホームつぼ み	会津坂下町大字宮 古字台畑 52	0242-93-9140 —	区域内 阿賀川	保険年金班
4	デイサービスセンターあそび りステーション	会津坂下町大字新 開津字村内 96	0242-85-8154 —	区域外 宮 川	保険年金班
5	ケアステーション陽だまり ケアホーム陽だまり	会津坂下町大字気 多宮字柳田 1059-2	0242-83-0635 —	区域外	
6	社会福祉法人 啓和会 グループホーム杵が森	会津坂下町字稲荷 塚 127	0242-83-0222 0242-83-0223	区域外	
7	デイサービスセンター「アル ク」	会津坂下町字惣六 10	0242-85-7773 0242-85-7774	区域外	
8	グループホーム結和・会津坂下 デイサービスセンター	会津坂下町字中岩 田 91	0242-83-1488 0242-83-1488	区域外	
9	介護老人保健施設なごみ	会津坂下町字逆水 50	0242-83-7530 0242-83-7531	区域外	
10	こばんげホーム	会津坂下町字台ノ 下 745	0242-84-1366 —	区域外	
11	ケアプラザ坂下・シルクケア坂 下・リビングプラザ坂下	会津坂下町大字羽 林字西碓 180	0242-93-7707 —	区域外	
12	デイサービスしなのき坂下	会津坂下町字小川 原 954	0242-85-7181 0242-85-7182	区域外	
13	ニチイケアセンターばんげ	会津坂下町大字宮 古字村西 40-3	0242-84-2201 0242-84-2202	区域内 阿賀川	保険年金班 （重複）

第4章 応急活動

災害発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の動因伝達方法、自主参集等を明確にしておく必要がある。

第1 事前活動体制（災害対策本部設置前）

本部設置に至らない災害については、平常時の町の組織をもって対処するものとする。

1. 「事前配備」体制

(1) 配備基準

指揮者：総務課長

配備職員：総務課危機管理班、行政管理班、建設課、産業課農林振興班の職員の10%

種別	配備内容	配備時期
事前配備	情報連絡のため、庶務班、行政班、建設部各班、農林班の人員をもって当たるもので、状況により、さらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	1 大雨、台風、降雪期において、気象注意報（大雨、洪水、大雪注意報等）が1以上発令され、なお警報の発令が予想されるときで、総務課長が配備を決定したとき。 2 その他必要により総務課長が当該配備を指令したとき。

(2) 活動要領

ア 危機管理班は、気象情報連絡機関（県危機管理部、会津地方振興局、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部等）から、気象情報、対策情報等を確実に収集するとともに、現地の情報及びラジオ、テレビ等の情報も収集し、直ちに総務課長、建設課長に報告するものとする

イ 各班長は、相互に情報を交換して当該情勢に対応する措置を検討するものとする。

ウ 事前配備につく職員は、自己の所属する班の所定の場所に待機するものとする。

エ 事前配備を行う各班の責任者は、庶務班（危機管理班）からの情報又は連絡に即応して随時待機職員に対し、必要な指示を行うものとする。

オ 事前配備につく職員の人数は、状況により各班長において増減するものとする。

2. 「警戒配備」体制

(1) 配備基準

指揮者：総務課長

配備職員：関係部等の職員の20%

種別	配備内容	配備時期
警戒配備	関係各部班の所要の人員をもって当たるもので、災害の発生とともに、そのまま直ちに非常活動が開始できる体制とする。	1 大雨、台風、降雪期において、大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雪警報、土砂災害警戒情報の各警報が1以上発令されたとき。 2 震度4の地震により人的被害及び住宅被害が発生したとき。 3 その他総務課長が必要と認めたとき。
特別警戒配備	関係各部の所要人員をもって当てるものとするもので、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じてそのまま第1非常配備に移行できる体制とする。	1 大雨、洪水等の警報が発令され、広範囲にわたる災害の発生が予想され、または被害が発生したとき。 2 大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報が発表されたとき。 3 その他必要により町長が指令したとき。

(2) 活動要領

- ア 総務課長及びその他の関係班長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するものとする。
- イ 総務課長は、災害に関する情報及び町民に対する要望事項等を取りまとめ、必要があると認めるときは、防災行政無線、電話、広報車等をもって、町民に対して速やかにその周知を図るものとする。
- ウ 総務課長は、関係各班長と相互の連絡を密にし、客観的情勢を判断し応急措置を行う。
- エ 警戒配備に就く職員は、自己の所属する班の所定の場所に待機するものとする。
- オ 警戒配備を行う各班の責任者は、危機管理班からの情報又は連絡に即応して随時待機職員に対し、必要な指示を行うものとする。
- カ 事前配備に就く職員の人数は、状況により各班長において増減するものとする。
- キ 各班長は、次の措置をとり、その状況を随時総務課長（危機管理班）に連絡するものとする。
 - (ア) 状況を関係各班の職員に徹底させ、所要の人員を配置に就かせる。
 - (イ) 関係各班及び関係のある外部の機関との連絡を密にし、協力体制を整備する。
- ク 総務課長及びその他の関係班長は、速やかに第1非常配備（災害対策本部設置）に移行できる体制をとる。

第2 応急活動体制（災害対策本部設置後）

町長は、町内に災害発生のおそれがあるとき又は発生した場合、その災害の予防、拡大防止又は救護、救援若しくは応急復旧活動を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づく会津坂下町災害対策本部（以下「本部」という）を設置するものとし、町における災害応急対策に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報を収集し、防災関係機関相互間の連絡調整を図る。

第4章 応急活動

1. 第1非常配備

(1) 配備基準

指揮者：町長

配備職員：全所属部の職員数の50%

種別	配備内容	配備時期
第1非常配備	関係各部班の所要の人員をもって当たるもので、突発的災害に対し応急措置をとり救助活動及び情報収集、広報活動がスムーズにできる体制をとり、速やかに第二非常配備に移行できる体制とする。	1 町域に局地的災害が発生し、さらに、複数地域で災害が予想される時。 2 震度5弱以上の地震が発生し、甚大な災害が発生したとき又は、発生するおそれがあるとき。 3 その他必要により災害対策本部長が当該配備を指令したとき。

(2) 活動要領

ア 第1非常配備が指令された後及び被害が発生した後は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時災害対策本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

イ 本部の機能を円滑ならしめるため、災害対策本部室を副町長室、本部員室を総務課危機管理班に設置する。

ウ 総務部長及び関係班長は、情報の収集及び伝達の体制を更に強化するものとする。

エ 総務部長は、関係班長と相互の連絡を密にし、客観的情勢を判断するとともに、応急措置について必要のある都度随時これを本部長に報告するものとする。

オ 総務部長は、災害に関する情報及び町民に対する要望事項等を取りまとめ、必要があると認めるときは、防災行政無線、電話、広報車等をもって、町民に対して速やかにその周知を図るものとする。

カ 各班長は、次の措置をとり、その状況を随時本部に連絡するものとする。

（ア）状況を関係各班の職員に徹底させ、所要の人員を配置につかせる。

（イ）関係各班及び関係のある外部の機関との連絡を密にし、協力体制を整備する。

キ 本部連絡員は、本部員室（総務課危機管理班）に集合するものとする。

ク 本部長は、必要に応じ災害対策本部員会議を招集するものとする。

2. 第2非常配備

(1) 配備基準

指揮者：町長

配備職員：全所属部の職員数の100%

種別	配備内容	配備時期
第2非常配備	災害対策本部の全員をもって当たるもので、複数地区について救助活動を行い。また、その他町内全域に被害が拡大するのを防止できる体制とする。	1 町内の全域にわたって、災害が発生したとき。 2 震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。

(2) 活動要領

第2非常配備が指令された後及び被害が発生した後は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

3. 災害対策本部解散

本部の解散は災害の応急対策が終了した場合及び本部長がその必要がないと判断したときは解散する。また、本部は、発生した災害の応急対策措置が完了し、平常の体制で処理できると認められるに至ったとき、本部長の指示により解散する。ただし、設置が災害救助法による救助を適用する災害の場合は、本項前段のほか当該法の規定に基づく救助が完了した場合に解散するものとする。

4. 災害対策本部組織

組織図：別紙1 会津坂下町災害対策本部組織図

5. 災害対策本部設置・解散時等の通報先

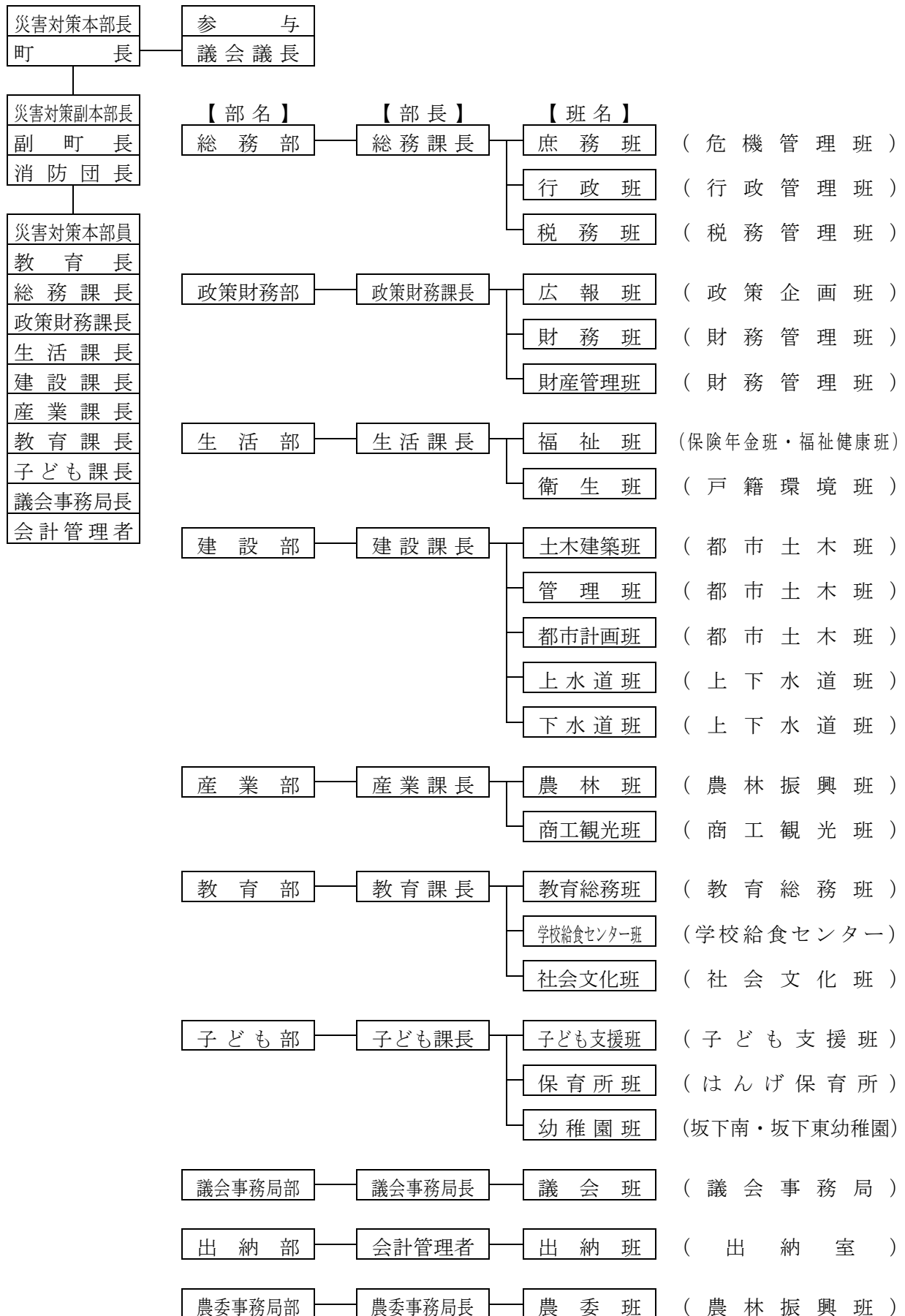
本部を設置・解散したときは、速やかに次の機関に通報する。

また、隣接する地方公共団体へは、当町の災害状況等を含め防災関連情報を河川下流域等の近隣市町村の防災対応の判断材料として共有情報として提供する。

- ・福島県（会津振興局） 0242 - 29 - 5295（防災 500 - 751）
ⓕ0242 - 29 - 5520（防災 500 - 750）
- ・会津坂下警察署 0242 - 83 - 3451 ⓕ0242 - 82 - 4312
- ・会津坂下消防署 0242 - 83 - 4100 ⓕ0242 - 82 - 0251
- ・隣接市町村 会津若松市（阿賀川上流域）
0242 - 39 - 1227（防災 540 - 01）
ⓕ0242 - 26 - 6435（防災 540 - 10）
会津美里町（宮川上流域）
0242 - 55 - 1122（防災 555 - 01）
ⓕ0242 - 55 - 1199（防災 555 - 10）

喜多方市（真木地区、阿賀川・只見川下流域）
0241 - 24 - 5221（防災 541 - 01）
ⓕ0241 - 22 - 9571（防災 541 - 10）
柳津町（只見川上流域）
0241 - 42 - 2113（防災 553 - 01）
ⓕ0241 - 42 - 3470（防災 553 - 10）
- ・陸上自衛隊郡山駐屯地（陸上自衛隊第6特科連隊第3科）
024 - 951 - 0225 内 235（防災 380 - 01）

別紙：1 会津坂下町災害対策本部組織図



注：各班の長は、各部長が命ずるものとする。



福島県防災ヘリによる救助訓練
平成26年8月30日
広瀬地区防災訓練

第5章 要配慮者の避難支援

高齢者等の被災状況等を踏まえると、要配慮者の避難支援については、過去の災害からの教訓として、

- 防災関係部局と福祉関係部局の連携が不十分であるなど、要配慮者（特に避難行動要支援者）や避難支援者への避難勧告等（避難準備（要配慮者避難）情報、避難勧告および避難指示を総称する。）の伝達体制の整備
- 要配慮者情報の共有・活用、またプライバシー保護の観点から共有者が限定され、発災時の活用が困難
- 要配慮者の避難支援者が定められていないなど、避難行動支援計画・体制の具体化などの問題点が挙げられている。

要配慮者の避難支援は、自助・地域（近隣）の共助を基本とし、町は、要配慮者への避難支援対策と対応した避難準備（要配慮者避難）情報を発令するとともに、要配慮者（特に避難行動要支援者）及び避難支援者までの迅速・確実な避難勧告等の伝達体制の整備に努める必要がある。また、町は、要配慮者（特に避難行動要支援者）に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平時から管理するとともに、一人ひとりの要配慮者（特に避難行動要支援者）に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画を策定し、発災時において、計画的・組織的に避難支援が出来る体制整備を図ることに努める。

さらに、町は自助・共助による必要な支援が受けられない要配慮者（特に避難行動要支援者）等の避難支援の仕組みづくりを公助による体制整備も図る必要がある。

第1 情報伝達体制の整備

1. 要配慮者支援グループの設置

町は、福祉関係部局を中心とした横断的な組織とした「要配慮者支援グループ」を災害対策本部内生活部福祉班に設け、要配慮者（特に避難行動要支援者）の避難支援業務を的確に実施する。

2. 関係機関の連携強化

（1）消防団、自主防災組織等との連携

町は、消防団や自主防災組織等、従来から地域防災の中心となっている団体等への情報伝達責任者（危機管理班・福祉健康班員）を明確にしておく。

避難支援に携わる消防団ならびに自主防災組織等は、一部の構成員に過度な負担をかけないようにし、不在時を想定した複数の連絡網等を配慮しつつ整備し、発災時には福祉関係者と連携し、避難支援プラン等をもとに情報伝達を実施する。

（2）福祉関係者との連携

町は、各種福祉関係団体等を通じ、平時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障がい者支援団体等の福祉関係者と「要配慮者支援グループ」との連携強化を図るとともに、発災時には、これらのネットワークを活用し、情報伝達のスムーズ化を図る。又、福祉関係者に対し防災研修を定期的実施し防災意識の高揚を図る。

福祉関係者は、各種サービス利用計画や避難行動要支援者個別計画等の策定時を含め、平時の福祉サービス活動や避難支援プランの策定作業、また、日常生活を通して、要配慮者（特に避難行動要支援者）や避難支援者への情報伝達方法についてきめ細かく把握し、発災時には、要配慮者支援グループ、消防団、自主防災組織等と密に情報交換するとともに避難支援プラン等を基に情報伝達を実施すること。

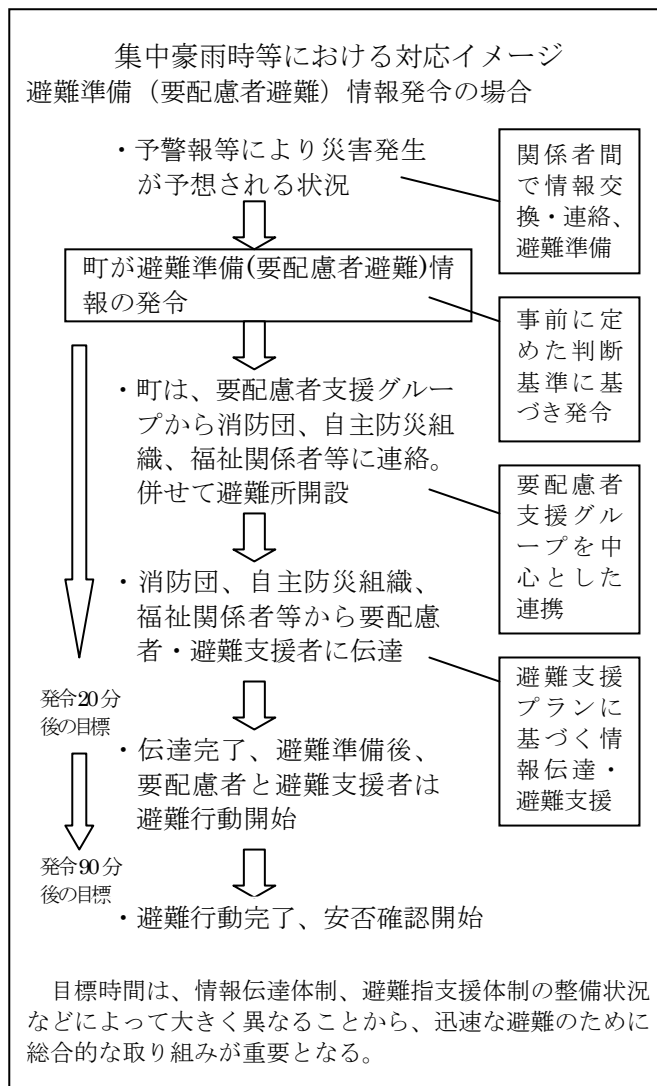
3. その他

(1) 避難準備（要配慮者避難）情報の発令

町は、「第3章 避難勧告等の判断・伝達」に基づき、避難準備（要配慮者避難）情報等の判断基準に基づき災害時に発令する。

(2) 要配慮者の特性を踏まえた情報伝達

町及び福祉関係者等は、要配慮者の特性を踏まえつつ、要配慮者の日常生活を支援する機器等へ防災情報伝達できるよう体制の整備を図る。



第2 要配慮者の家庭内での防災対策

災害は、不意に襲ってきます。その災害から身の安全を確保するためには、自力での避難が困難な家庭での日頃からの備えが必要です。

1. 非常時持出品の準備（参考例）

- ・現金（小銭を含む）
- ・通帳・手帳など（障害者手帳、健康保険証、運転免許証など）
- ・非常用食料（賞味期限に注意！定期的に交換を）
- ・飲料水（目安として1人3ℓ/日）
- ・救急用品（常備薬も含む）

- ・衣類
- ・生活用品（洗面用具やオイルなど）
- ・筆記用具
- ・携帯ラジオ
- ・懐中電灯
- ・緊急連絡先

2. 住まいの安全対策

- ・家具類の転倒・移動・落下防止

重いものは上の方には置かず、また家具類は転倒したり、移動しないように金具などで固定しましょう。

特に寝室ならびに出入り口には、できるだけ家具類は置かないで、安全な空間を確保しましょう。

- ・ガラスの飛散、けが防止

窓やガラスには飛散防止のためフィルムを張り、また寝室には厚手のカーテンを引いて置き、ケガ防止のため履物を用意しておきましょう。

- ・ブロック、板塀の点検補強
- ・納屋や物置に置いてある危険物などの安全確認

3. 災害時の身の安全確保

(1) 目の不自由な方のために

普段は問題なく生活している場所でも災害によって安全に行動できなくなります。その結果、危険を回避することが困難となることから、周りの人の協力がとても大切です。

ア 自分の身を守るために

- ・日頃から「向こう三軒両隣」など近所の人や支援者とコミュニケーションをとり、災害時の援助をお願いしましょう。
- ・外出時に災害が発生したときは、周りの人に目の不自由なことを伝え、援助をお願いしましょう。

イ 目の不自由な方を守るために

- ・まず、声をかけ、どんなお手伝いができるか尋ねましょう。
- ・誘導する際は、ひじをつかんでもらい、階段などの段差に気を配り、ゆっくり歩きましょう。
- ・災害の状況や必要な情報を伝え、安心感をもってもらいましょう。
- ・行き先や方向などを伝えながら、安全な方法で誘導しましょう。

(2) 耳の不自由な方のために

音からの情報判断が困難になり、テレビやラジオ、電話での情報収集が難しく、適切な行動と状況の認識が不十分となります。周りの人が協力して安全な行動を支援することが大切です。

ア 自分の身を守るために

- ・外出時は、筆談のために常にメモと筆記用具を携帯しましょう。
- ・重要な情報は音声によるものが多いので筆談などで積極的に情報収集に努めましょう。

イ 耳の不自由な方を守るために

- ・音声による情報が伝わりにくいので筆談や手話、手振りなどで適切な情報を提供しましょう。
- ・口の動きで言葉を理解できることがあります。できるだけ大きな口を開けて話しかけましょう。
- ・多様な通信手段（インターネット、ファックス）を用いて情報の提供をしましょう。

(3) 音声言語障がいの方のために

助けを求めるなど自分の状況を伝えることが困難となります。周りの人の援助がもっとも大切です。

ア 自分の身を守るために

- ・状況により筆談も効果的な場合があります。メモや筆記用具の携帯に心がけましょう。

イ 音声言語障がいの方を守るために

- ・相手の言葉を注意深く聞き取るように心がけましょう。
- ・メモなどを活用して情報の提供に努めましょう。

(4) 肢体の不自由な方のために

災害時、自力での行動が制限されることがあります。周りの人の援助が大切です。

ア 自分の身をまもるために

- ・車椅子や歩行補助具など避難時に必要なものは、すぐに使える場所におきましょう。

イ 肢体の不自由な方を守るためには

- ・肢体の不自由な方には進んで声をかけ、適切な情報提供と支援に努めましょう。
- ・避難するときは行き先などを伝えながら安全な方法で誘導しましょう。

(5) 内部障がいや病気の方のために

災害の状況によっては、通院することが困難な場合もあります。人工透析やインシュリン注射など時間的な課題も考慮に入れて日ごろから対処方法を検討しておくことが必要です。

ア 自分の身を守るために

- ・かかりつけの医師から災害時や通院できない時の対処方法を確認しておきましょう。
- ・本人や家族の方は、緊急時の医療機関の連絡先を控えておきましょう。

イ 内部障がいや病気の方を守るために

- ・緊急時の医療機関に連絡するなどその他の対応にも協力しましょう。

(6) 判断能力が不十分な方のために

災害の発生による環境等の変化によっては、精神的な動揺が高まることがあります。恐怖感を与えないよう周りの人は、絶えず言葉をかけることが大切です。

ア 自分の身を守るために

- ・日頃から服用している薬は、医師と相談のうえ備えておきましょう。
- ・「向こう三軒両隣」など近所の人や支援者に、万一の場合の協力についてお願いしておきましょう。

イ 判断能力が不十分な方を守るために

- ・精神的な動揺を極力和らげてあげられるように安心できる言葉をかけ続けましょう。

- ・避難するときは行き先を伝えるなど安全な方法で誘導しましょう。

(7) 高齢や病気により介護の必要な方のために

高齢者は年齢とともに行動機能が衰え、また病気なども伴って、災害時の適切な対応が困難となります。

ア 自分の身を守るために

- ・日ごろから家族並びに近所の方などの支援者の方々とコミュニケーションをとり、万一の対応など協力を依頼しておきましょう。
- ・常備薬や緊急時の措置（通院ができない場合など）について、あらかじめ医師と相談しておきましょう。
- ・寝たきりの方については、家族だけの対応が困難になります。近所の協力をお願いします。
- ・寝たきりの方の避難には、担架などを活用する必要があります。できれば準備しておきましょう。簡易担架の作り方も覚えておくと役立ちます。

イ 難病患者の方のために

- ・難病医療情報手帳、指定難病医療費受給者証、普段から服用している薬等を携帯するようにしましょう。
- ・自力移動が困難な人には、車椅子やストレッチャー等の移動用具の確保や移動援助者の派遣などあらかじめお願いしておきましょう。
- ・人工呼吸器装着患者の移動には、介護になれた人以外に看護師等の医療従事者をあらかじめお願いしておきましょう。

(8) 一人暮らしの高齢者の方のために

災害に備えた生活空間の安全対策（家具等の転倒、落下防止など）が不十分であったり、近所などとの付き合いが少ないため、災害情報の伝達、適切な行動や支援の機会を逸してしまうおそれがあります。

ア 自分の身を守るために

- ・近所など支援者とのコミュニケーションを密にし、災害時の緊急情報の提供などの協力をお願いします。
- ・緊急時の連絡先など必要事項は「緊急防災連絡票」などに記載し、携帯しましょう。

イ 一人暮らしの高齢者の方のために

- ・平日頃からの近所のふれあいが大切です。互いに助け合える関係を培いましょう。

(9) 妊産婦・乳幼児のために

ア 乳幼児は、保護者の方と避難しましょう。

イ 妊産婦の方のために

- ・避難時の転倒等による流早産のおそれがある場合には家族等が付き添って避難しましょう。
- ・出産予定日が近い場合は、産婦人科への連絡も行い、出産時の協力を求めておきましょう。

(10) 外国人の方のために

- ・日本語が理解できない外国人に対しては、身振りや手振り等も含めあらゆる方法

でコミュニケーションを図り、避難が必要であることを理解してもらいましょう。

- ・外国語等ができる近隣の住民等の協力を求めておきましょう。

4. 安全な避難方法

町長は、地震や風水害などによる浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり、など災害から人命、身体の保護又は、災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定められた計画（第2章 避難）に基づき地域住民等に対して、避難準備情報、避難勧告等を行う。

(1) 避難・誘導の留意事項

- ア 避難する前に、もう一度火の元を確かめること。（ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切る。）
- イ 歩行での避難が可能な方は徒歩で、荷物は最小限にし、手に持たないこと。（非常持ち出しはリュックサックに入れて背負う。）
- ウ 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な道路を選定すること。この場合なるべく支援者（身体壮健者）、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。（避難するにあたっては、建物やブロック塀等の倒れやすいものに注意する。）
- エ 高齢者や障がい者等の要配慮者（特に避難行動要支援者）については、できれば行政区等单位で適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- オ 真に切迫した状況では、生命を守る最低限の行動を選択すること。

5. 避難所生活

避難所の指定は、地域の避難所を最優先に指定し、避難（被災）状況に応じ随時避難所を町長が指定する。その際、避難者情報や救援物資の支給等を考慮し、できれば町内会等单位で行うこと。

また、若年層と比べ高齢者等の要配慮者は、新しい環境への適応が難しく、心の傷を受けやすかったり、回復に時間がかかったりという特徴があるため、長期化した避難生活が高齢者の心身に大きな負担をかけることから必要に応じ、要配慮者が身体介護や相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した「福祉避難所」若しくは避難所に「福祉避難室」を設けるなど要配慮者に配慮した対策を講じる。

第3 自力避難が困難な方への支援体制

住民は、災害発生直後から不安な気持ちを抱きながら最寄の避難所に避難します。このような混乱の中で要配慮者（特に避難行動要支援者）が避難するときは、周りの人たちの協力がなければ迅速な避難が困難となります。

要配慮者（特に避難行動要支援者）が安心して暮らせる環境は、頼れる人がいることや、助けに駆けつけてくれる人、いざというとき適切な情報を提供してくれる人が身近にいることです。

このようなことから、防災関係機関と地域の自主防災組織などが互いに連携を図りながら、要配慮者（特に避難行動要支援者）が安心して暮らせる福祉社会を目指して、災害時において自力避難が困難な方のために「地域でつくる安全・安心のネットワーク」を推進

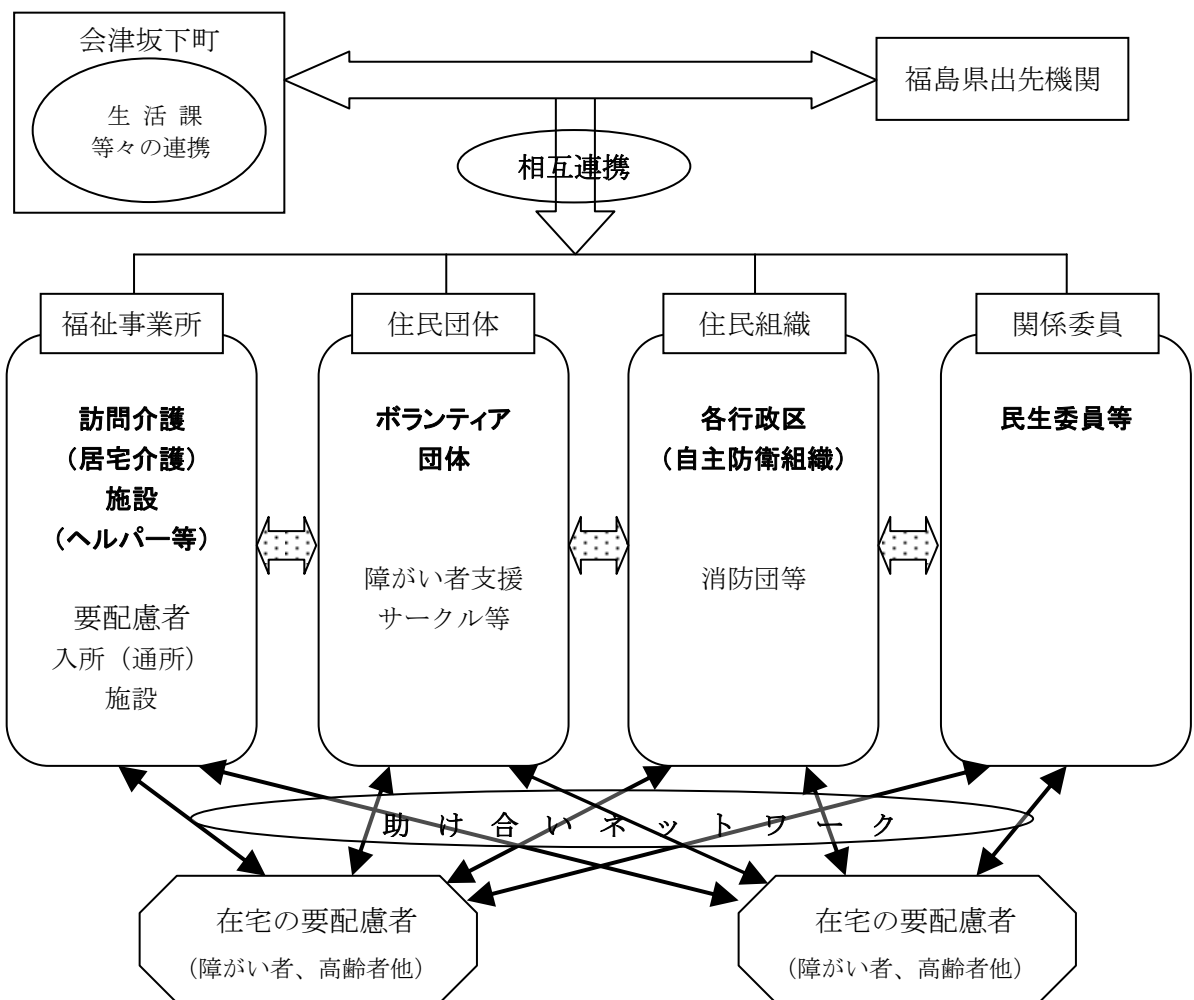
していかなければなりません。

1. 助け合い支えあい、ぬくもりのまちづくり（地域でつくる安全・安心ネットワーク）

地域住民にとって、防災とはそれぞれの生命、身体、財産を守る上で最も基本的な問題である。「住みよい地域をつくろう」というコミュニティ活動の基本には、「自分たちの地域は自分達で守ろう」という連帯意識がなければならない。地域防災のための住民の活動は、さまざまなコミュニティ活動の核となるべきものです。コミュニティの中で日頃から人とのつながりを保ち、助け合い、信頼関係を築くことが地域防災力を高め、人との連携をつなげることとなります。

災害時に障がい者や高齢者など要配慮者（特に避難行動要支援者）を確実に安全に支援（救援）するためには、地域住民を始めとして、多くの関係者の理解と協力が必要です。

地域でつくる安全・安心ネットワーク



2. 避難行動要支援者の支援

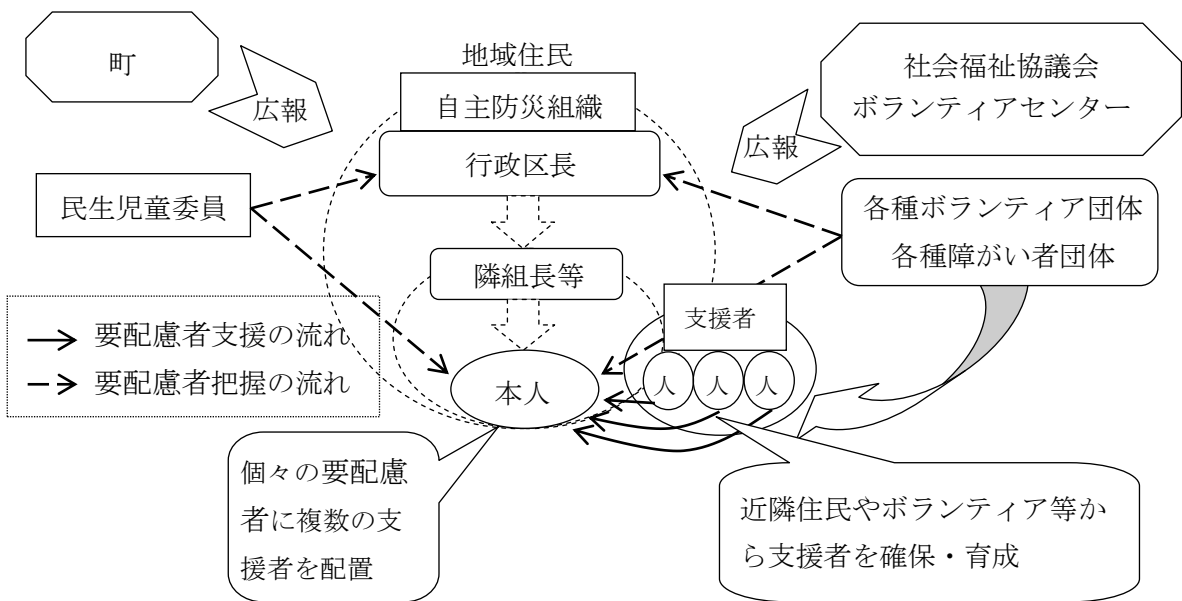
災害時に備えて、一人ひとりの避難行動要支援者に複数の“支援者”を定め、具体的な避難支援計画を当事者と一緒に立案し、地域で活用できる「会津坂下町避難行動要支援者避難支援プラン」を推進していく必要があります。

(1) 避難行動要支援者の事前把握

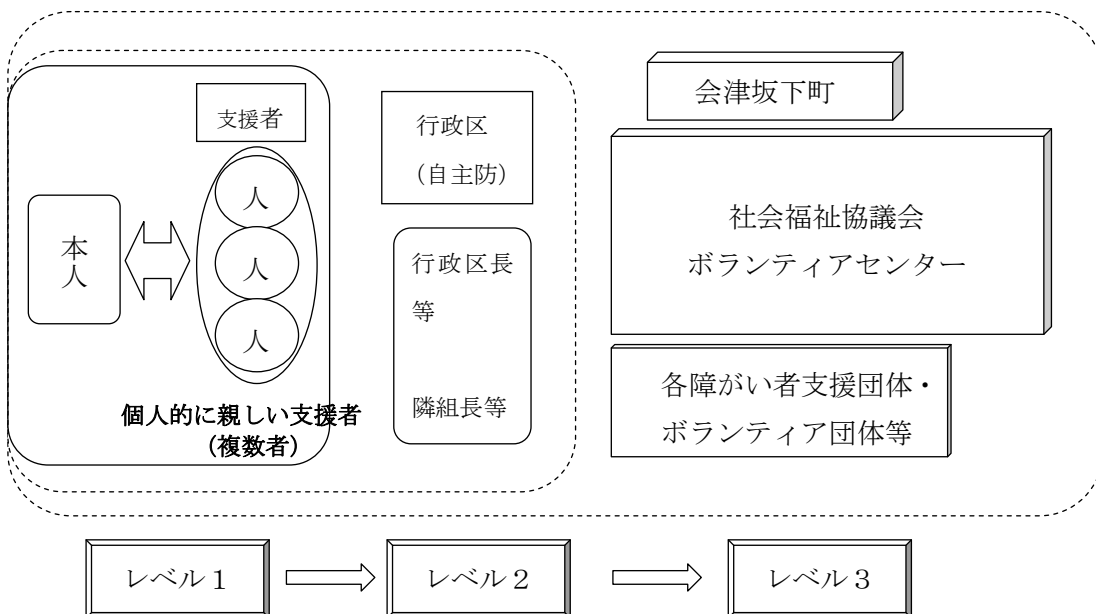
プライバシーに配慮した避難行動要支援者（情報）を事前把握する必要があります。

しかしながら、中には避難行動要支援者（当事者）がプライバシー保護のため、個人情報の提供に抵抗感をもつ場合もあり、本人の信頼を得た（複数の）支援者と当事者間で情報の共有化を図る必要があります。

町並びに関係機関は、プライバシーを保護しながら避難行動要支援者の把握を推進するため、広報による呼びかけ、行政区長や民生児童委員等と連携、障がい者団体やボランティア団体の連絡組織を通じた働きかけ等、重層的なアプローチにより、個々の避難行動要支援者の「防災カルテ（個別計画）」作成を推進します。



本人の信頼を得た複数の支援者と当事者間で情報を共有することで、災害時などに支援者が援助活動を行えるようにします。



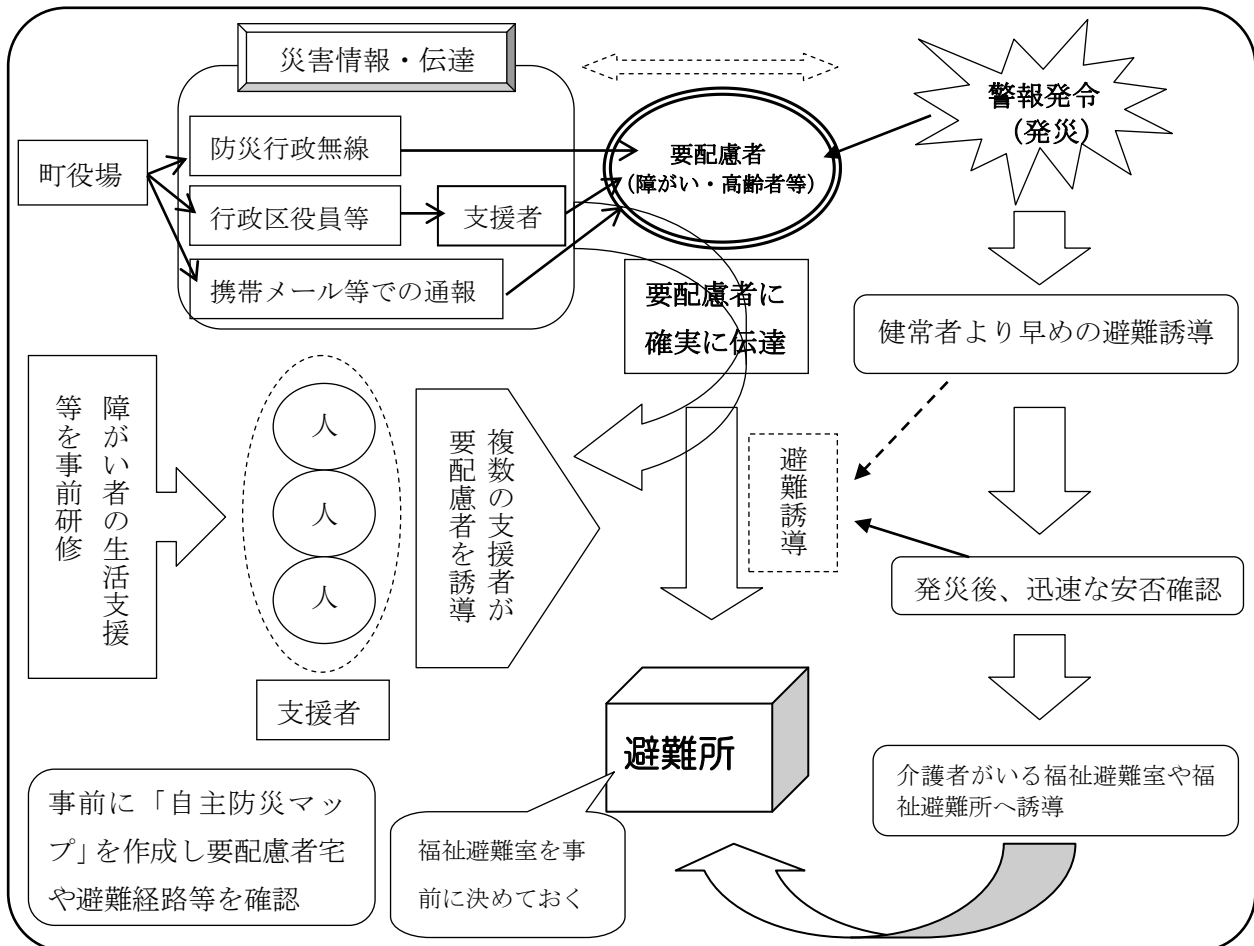
本人の要望に応じて「防災カルテ」情報共有の範囲をレベル1からレベル3の範囲で適宜定めます。

(2) 避難誘導體制など支援体制の確立

要配慮者（特に避難行動要支援者）に対して、災害時に迅速かつ確実に情報伝達や避難誘導を行う支援体制を確立するために、重要な災害情報の伝達にあたっては、支援者による直接訪問や携帯電話への一斉メール送信など多重の連絡方法を確立するとともに、毎年行う防災訓練で、多くの支援者が要配慮者（特に避難行動要支援者）の安否確認、避難誘導など実働訓練に参加し、要配慮者（特に避難行動要支援者）への支援方法を“体で覚える”ことができるような体制整備を図る必要があります。

また、プライバシー保護の観点から必要に応じ、災害時などに支援者が救援活動を行えるように、要配慮者（特に避難行動要支援者）が避難などに必要な情報を確実に支援者まで伝達する体制を構築する必要があります。

要配慮者への情報伝達・安否確認・避難誘導の流れ



- ・ 個々の要配慮者（特に避難行動要支援者）に複数の支援者を配置
 個々の要配慮者（特に避難行動要支援者）に配置した複数の支援者（近隣住民有志、ボランティア等）が、平常時から当事者と交流を深めるとともに、災害発生時には適切な役割分担で安否確認、避難誘導、（避難所や在宅での）生活支援を行います。

・情報伝達システムの構築

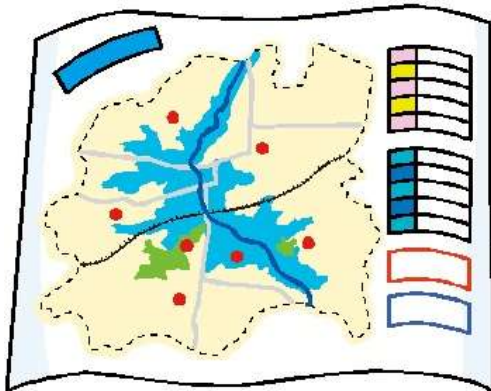
災害の危険がせまった時など、従来の防災行政無線を使った通報手段を補う、直接、本人に知らせる複数のルートによる“確実な情報伝達”システムづくりを行います。



みんなで助け合い



ハザードマップ



常備品



地域の方々の助け合い

卷 末 資 料

情報システムで提供される防災気象情報等

1. 気象情報、気象注意報・警報・特別警報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
気象注意報・警報・特別警報	台風情報	気象庁	台風が発生したときに発表される。台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供。		・気象庁 HP
	府県気象情報	気象庁	警報等に先立って注意を呼びかけたり、警報等の内容を補完して現象の経過、予想、防災上の留意点を解説するために、適時発表される。		・気象庁 HP
	記録的短時間大雨情報	気象庁	大雨警報（浸水害）等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。		・気象庁 HP
	大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。		・気象庁 HP
	洪水注意報	気象庁	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される。（指定河川については、この洪水注意報や警報の他、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される。）		・気象庁 HP
	強風注意報	気象庁	強風により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。		・気象庁 HP
	大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。		・気象庁 HP
	洪水警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。（指定河川については、この洪水警報や注意報の他、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される。）		・気象庁 HP
	暴風警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。		・気象庁 HP
	大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。		・気象庁 HP
	暴風特別警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。		・気象庁 HP

2. 雨量に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
地点雨量の把握	アメダス	気象庁	気象庁がアメダスによって観測した雨量	気象庁 HP : 60分毎 防災情報提供システム : 10分毎	・気象庁 HP
	テレメータ雨量	国土交通省	国土交通省河川事務所等が観測した雨量	10分毎	・川の防災情報
	リアルタイム雨量	国土交通省	国土交通省の各部署が保有する雨量データ情報を集約して提供	10分毎	・川の防災情報
流域雨量	流域平均雨量	国土交通省	河川の流域における平均の雨量	10分毎	・川の防災情報
面的な雨量把握	レーダー・降水ナウキャスト	気象庁	現時刻までの 5 分毎の降水強度分布、及び、60 分後まで 5 分毎の予測降水強度分布を表示したもの。	5分毎	・気象庁 HP
	レーダ雨量	国土交通省	C バンドレーダ雨量計によって観測した降水強度分布 1 km メッシュで観測	5分毎	・川の防災情報
	XRAIN 雨量情報	国土交通省	XRAIN によって観測した降水強度分布 250m メッシュで観測	1分間	・川の防災情報 XRAIN 雨量情報
	リアルタイムレーダー	国土交通省	国土交通省の各部署で保有するレーダー情報を統合したレーダー情報を提供	5分間	・川の防災情報
	解析雨量・降水短時間予報	気象庁	現時刻までの 30 分毎の雨量の分布、及び、6 時間先までの 1 時間毎の予測雨量分布を表示したもの	30分間	・気象庁 HP

3. 水位に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
水位に関する情報	テレメーター水位	国土交通省	国土交通省河川事務所等が観測した水位	10分毎	・川の防災情報
	水位予測	国土交通省	洪水予報河川について、3 時間先までの各 1 時間の水位を予測	60分毎	・川の防災情報

4. 水害に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
地点雨量の把握	指定河川洪水予報	国土交通省 又は県と気象庁	国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表される。		<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁 HP ・防災情報提供システム ・川の防災情報
	水位到達情報	国土交通省 又は県	避難判断水位への到達情報を通知及び周知する河川として指定された河川において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。		<ul style="list-style-type: none"> ・川の防災情報
	流域雨量指数	気象庁	降った雨が下流地域にどれだけ影響を与えるかを、数字で表したもの	30分毎	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報提供センター
	規格化版流域雨量指数	気象庁	流域雨量指数を、1991～2010年の最大値に対する比率として表したもの	30分毎	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報提供センター

5. 土砂災害に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
地点雨量の把握	土砂災害警戒判定メッシュ情報	気象庁	2時間先までの土砂災害の危険度を5kmメッシュで表示したもの。	10分毎	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁 HP ・防災情報提供システム
	県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報	県砂防課	1～5kmメッシュ、国土交通省のHP (http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo_ken_link.html) から、各都道府県のページにリンクさせている。市町村単位で発表される土砂災害警戒情報に比べて、時間的、空間的によりきめ細かく土砂災害の発生危険度を把握できるが、都道府県によってメッシュの大きさや更新のタイミング等が異なるため、各都道府県が提供しているこれらの情報の特性を確認した上で参考とする必要がある。本計画では、土砂災害警戒判定メッシュ情報と県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害警戒情報を補足する情報」と呼ぶこととする。	10分～60分毎	<ul style="list-style-type: none"> ・県砂防課
	土砂災害警戒情報	気象庁と県	大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。		<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁 HP ・防災情報提供システム

土砂災害の前兆現象

土砂災害の種類	状況	種類	現象の会用	説明
土石流	直前	土石流の発生	近くで山崩れ、土石流が発生している	周辺の斜面や溪流は地形・地質や降水量がほぼ同じである場合がほとんどであり、近隣で崩壊や土石流が発生している場合は、隣接する溪流でも土石流の発生する可能性は高い。
		土臭いにおい	異常なおい（土臭い、もの焼けるにおい、酸っぱいにおい、木におい等）がする	溪流の上流で崩壊等がすでに発生し、巨レキ同士がぶつかり合うときのおいや崩壊土砂による土におい、崩壊に伴って発生した流木のおいなどが考えられる。
		溪流の急激に濁り	溪流の流水が急激に濁り出したり、流木などが混ざっている	溪流の上流部で土石流が発生したために、土砂や倒木が溪流に流入、その後、流下してきたときに認められる現象。土石流発生につながる可能性が高い。
		溪流水位激減	溪流の水位が降雨量の減少に関わらず低下しない	溪流に新たな、又は過度の地下水の供給が生じているときに認められる現象。土石流発生を引き金となる。
		地鳴り	異様な山鳴りや地鳴りがする	溪流沿いの斜面内部の地下水の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として異変（移動）して山鳴り・地鳴りが生じる現象。崩壊が起こり、土石流発生につながる可能性が高い。
	1～2時間前	溪流内で転石の音	溪流付近の斜面が崩れ出したり。落石などが発生している音がする	溪流沿いの斜面が崩れやすくなっている。大規模な崩壊が発生した場合、土石流発生を引き金になる。
			立木の裂ける音や巨レキの流れる音が聞こえる	溪流の上流部で土石流が発生したために、巨レキがぶつかる音や立ち木の折れる音などが下流まで聞こえる現象。
		流木発生	溪流の流水に流木などが混ざっている	溪流の上流部で土石流が発生したために倒木が溪流に流入し、流下してきたときに認められる現象。
	2～3時間前	流水の異常な濁り	溪流の流水が異常に濁っている	溪流の上流部で土石流が発生したために、土砂が溪流に流入し、その後、流下してきたときに認められる現象。
	がけ崩れ	直前	湧水の停止	湧き水の急激な減少・枯渇が認められる
湧水の噴き出し			水の吹き出しが認められる	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
亀裂の発生			斜面に亀裂ができる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の弱い部分に沿って異変（亀裂）が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
斜面のはらみだし			斜面のはらみがみられる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面に変異が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
小石がぼろぼろ落下			小石が斜面からぼろぼろと落下する	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から転石が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。

土砂災害の種類	状況	種類	現象の会用	説明
	1～2時間前	地鳴り	斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面全体が岩塊として変異（移動）するとともに、異常な音が発生する現象。崩壊に至る可能性が高い。
		小石がぱらぱら落下	小石が斜面からぱらぱらと落下する	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から転石が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
		新たな湧水の発生	新たな湧水がある	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
		湧水の濁り	普段済んでいる湧き水が濁ってきた	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
	2～3時間前	湧水量の増加	湧き水の急激な増加が認められる	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
		表面流の発生	表面に流水がある	内部に水を含むことが出来ないため表面流が発生する。
地すべり	直前	地鳴り・山鳴り	地鳴り・山鳴り	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地鳴り・山鳴りが発生する現象。
			家鳴り	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変異が生じ、建物等の家鳴りが発生する現象。
		地面の震動	地面の震動	地すべりブロック（土塊）に急激な移動により、地面の震動が発生する現象。
	1～2時間前	池や沼の水かさの急変	池や沼の水かさの急変	池や沼の水かさが急変する。
		亀裂・段差の発生・拡大	亀裂や段差の発生・拡大	地すべりブロック（土塊）の移動により、その周辺部で亀裂や段差が発生・拡大する現象。
		落石・小崩壊の発生	落石や小崩壊の発生	地すべり末端付近の斜面で、地すべりの急激な変動のため落石や小崩壊が発生する現象。
		斜面のはらみだし	地表面の凹凸の発生	地すべりブロック（土塊）の移動により、その周辺部で凹凸が発生する現象。
		構造物のはらみだし・クラック	擁壁のクラックや押し出し	地すべりブロック（土塊）の移動により、その末端部で擁壁の押し出しやクラックが発生する現象。
			舗装道路やトンネルのクラック	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックの境界付近を通過している道路やトンネルにクラックが発生する現象。
			電線のゆるみや引っ張り	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックと外部との間に変位が生じ、その地域に設置されている電柱間で電線のゆるみや引っ張りが認められる現象。
	建物等の変形（戸の締まりが悪くなる。壁に隙間ができる）		地すべりブロック（土塊）の移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変位が生じ、建物等の変形が発生する現象。	
	橋等に異常を生じる	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックの境界にある橋りょうに変異を生じる現象。		

土砂災害の種類	状況	種類	現象の会用	説明
		根の切れる音	根の切れる音	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、すべり面沿いやブロック境界付近の根が切断され、その音が聞こえる現象。
		樹木の傾き	樹木の傾き、木の枝先の擦れ合う音（風のないとき）	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、ブロック上の木々が傾いたり、すり減ったりする現象。
	2～3 時間前	井戸水の濁り	地下水の濁り、湧水の濁りの発生	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
	湧き水の枯渇	湧き水の枯渇	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。	
	湧水量の増加	新しい湧水の発生、増加	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。	

福島県河沼郡会津坂下町
総務課危機管理班

電話番号：0242-84-1533
メールアドレス：soumu@town.aizubange.fukushima.jp

平成28年5月改正